

# 滅貊考

吉 本 道 雅

## 序 言

異族に対する称谓であることが確言される「貊」（「貉」）は、春秋前期の『詩』魯頌／閟宮「淮夷蛮貊」に初見する。この「貊」は淮夷・蛮とともに魯の東方・東南方にあった異族だが、春秋後期にはすでに消滅し、『論語』衛靈公では異族の汎称として「蛮貊」の語彙が出現している。

西周時代にはすでに「夷」「戎」「蛮」が異族の汎称として用いられ、春秋前期には「狄」が加わるが、中原においてはこれら異族は華夏に駆逐ないし同化され、戦国期に入るころにはほぼ消滅していた。ついで、戦国中期には、趙の北方・西北・燕の東北進出にともなって、従来の「戎」「狄」とは異なった異族が中原に知られるようになり、「貊」（「貉」「亳」「膜」と汎称された。戦国後期の文献に初見する「胡貉」はのちの匈奴の祖先と目されるが、北族の汎称としての「貉」にこれらの固有名「胡」を冠したものにほかならない。前漢に入ると、匈奴の強盛を反映して「胡」は単独で用いられるようになり、その一方で、かつての「貊」の大部分は南下した匈奴に吸収される。かくして、「貊」は、匈奴の勢力が直接には及ばない

東北の異族を専ら指すようになった。<sup>①</sup>

本稿は、この「貊」を用いた称谓である「濊貊」を概観するものである。「濊貊」ないし「濊」は、中国文献においては、『史記』から実に『遼史』に至る正史に断続的に見え、朝鮮文献では、『三国史記』『三国遺事』に散見する。近代以降の東北アジア史・朝鮮史の分野において研究の蓄積があるが、「濊貊」の語彙にさえ共通認識が確定されていないことにも窺われるように、文献資料への理解はなお不十分であり、そのため近年の考古学的知見も整合的には利用されていない。加えて、おむね四世紀初頭、魏晋以前の「濊貊」ないし「濊」を問題とするものであり、一〇世紀までを通時的に扱った研究は存在しない。<sup>②</sup>

時代別・民族別といった対象の細分化、文献史学と考古学的方法的不整合、さらには中国と韓国の間におけるナショナルリズムに基づく偏向といった諸要因が複雑に重層化した「知」の分断が厳存するものといわざるを得ない。本稿では、前三世紀から一〇世紀に至る「濊貊」ないし「濊」を通時的に概観するという作業を通じて、こうした分断状況の克服をいささかなりとも展望したいと考える。

第一章 前漢

1 穢・穢人

異族の稱謂としての「濊」（もしくは「葷」「穢」。以下同じ）は、戦国後期、「秦八年」（始皇八年…前二三九）の序をもつ『呂氏春秋』恃君に初見する。

非濱之東、夷・穢之郷、大解・陵魚・其・鹿野・揺山・揚島・大人之居、多無君、揚・漢之南、百越之際、敞凱諸・夫風・餘靡之地、縛婁・陽禺・驩兜之國、多無君、氏・羌・呼唐・離水之西、棘・野人・篇竿之川、舟人・送龍・突人之郷、多無君、鴈門之北、鷹隼・所鷲・須窺之國、饜饕・窮奇之地、叔逆之所、儋耳之居、多無君、此四方之無君者也、「夷穢」につき、高誘は「東方曰夷、穢、夷国（一作「別」）名」と注するが、汎称の下に固有名を置くことは不自然である。『山海経』海内西経

東胡在大沢東、夷人在東胡東、貊国在漢水東北、地近于燕、濊之、孟鳥在貊国東北、其鳥文赤・黄・青、東郷、

には固有名としての「夷人」が見え、東胡の東とされ、燕の近くの「貊国」の前に置かれている。恃君の「夷」がこれと同じものとは確言できないが、少なくとも同様に、汎称ではなく、「穢」に並列するものとすべきであろう。続く諸国のうち、「大解」「陵魚」は『山海経』海内北経「大蟹在海中、陵魚人面、手足、魚身、在海中」に見え、「其」は『逸周書』王会「其人玄貝」の「其人」に目され、「揺山」は『山海経』大荒東経に見え、「大人」は、『山海経』海外東経「大人国在其北、為人、坐而削船、一曰在蹉丘北」・海内北経「大人之市在海中」・大荒東経「有波谷山者、有大人之國、有大人之市、名曰大

人之堂、有一大人踐其上、張其兩耳」に見える。

ついで、『逸周書』王会は、前漢初年の作品と推定されるが、そこにも、

稷慎大麋、穢人前兕、前兕若獼猴立行、声似小兕、良夷在子、在子斃身人首、脂其腹、炙之藿則鳴曰在子、

に「穢人」が見える。「前兕」につき、王忠麟『王会篇補注』は、『爾雅』𩺰魚「𩺰、大者謂之𩺰」の郭璞注「今𩺰魚似鮎、四脚、前似獼猴、後似狗、声如小兕啼、大者長八九尺」の「𩺰」に当て、三上次男はこれをオットセイ、ラッコの如き海獣と解している。「稷慎」すなわち肅慎は、三国魏以降は挹婁を指すようになるが、それ以前については、おそらくは春秋期以前に、中華との一回的な交渉をもち、その後東北の異族として漠然と記憶されたものである。「良夷」につき、孔晁は「良夷、楽浪之夷也」と注し、真番や臨屯が異族の名であったのと同様に、「楽浪」も良夷を語源とした可能性が認められよう。

これら戦国後期～前漢前期の記述に見える「穢」「穢人」の居住地を特定することは、現実と空想の混淆というこれらの文献の性格を割り引いても、なお困難である。「非濱之東」につき、高誘は「朝鮮、楽浪之縣、箕子所封、濱於東海也」と注し、畢沅は「非、疑当作北、猶言北海之東也」とし、いずれも海に関連づけるが、戦国後期の「濱」は水際の汎称であり、海濱の場合は「海濱」もしくは「×海之濱」と必ず「海」をとまなう。「海」以外の字を用いる「×濱」は河川の沿岸を指すことがより一般である。<sup>11</sup>従って、この「非濱」も海ではなく、東方辺境の河川の沿岸を指すものとなる。王会の「穢人」が海に関連することは確かではあるが、それはこれら「穢」の居住地を沿海地域に限定することをただちには意味しない。さらに『呂氏春秋』恃君の「大解」以下は「夷・穢之郷」とは並列されているに過ぎず、「穢」を海に関連づけるものではない。「穢」をもつばら日本海岸の東濊に比定する三上次男の説や、「非濱」を「北濱」の誤とした上で、渤海湾に比定し、「穢」の居住地を遼東半島・朝鮮半島に限定する王建信の説は成立しがたい。<sup>13</sup>

## 2 歳君・歳王

『漢書』武帝紀／元朔元年（前一二八）に「東夷歳君南閩等口二十八万人降、為蒼海郡」とあり、『史記』平津侯主父列伝主父偃者、齊臨菑人也、…孝武元光元年（前一三四）中、以為諸侯莫足游者、乃西入闕見衛將軍、衛將軍數言上、上不召、資用乏、留久、諸公賓客多厭之、乃上書闕下、…是時趙人徐樂・齊人嚴安俱上書言世務、各一事、…嚴安上書曰、…今欲招南夷、朝夜郎、降羌僰、略濊州、建城邑、深入匈奴、燔其龍城、議者美之、…書奏天子、天子召見三人、謂曰、公等皆安在、何相見之晚也、於是上乃拜主父偃・徐樂・嚴安為郎中、〔偃〕數見、上疏言事、詔拜偃為謁者、遷〔樂〕為中大夫、一歲中四遷偃、偃説上曰、…願陛下令諸侯得推恩分子弟、以地侯之、…於是上從其計、又説上曰、茂陵初立、天下豪桀并兼之家、乱衆之民、皆可徙茂陵、内實京師、外銷姦猾、此所謂不誅而害除。上又從其計、尊立衛皇后、及発燕王定国陰事、蓋偃有功焉、…偃盛言朔方地肥饒、…主父偃盛言其便、上竟用主父計、立朔方郡、元朔二年（前一二七）、主父言齊王内淫佚行僻、…

に「濊州」が見える。<sup>14</sup>「略濊州」は、『史記会注考證』<sup>15</sup>の指摘するように、元朔元年の事件を指すものと考えてよい。前節の「穢」「穢人」が現実と空想の境界に位置したのに対し、歳（歳）の確かな存在を初めて伝える事件である。この事件を、『後漢書』東夷伝は、

元朔元年、歳君南閩等畔右渠、率二十八万口詣遼東内属、武帝以其地为蒼海郡、数年乃罷、

と作り、「畔右渠」「詣遼東」という情報が加わっているが、歳君南閩をのちの東歳と解したことから二次的に派生した記述であろう。東歳が楽浪郡の支配下にあった後代の状況を武帝期に投影し、歳君南閩の朝鮮への服属を仮構したものとなる。

歳君南閩、延いてはこの時期の歳（歳）の居住地が蒼海郡だが、わずか三年目の元朔三年（前一二六）に廃止されたこと（16）もあつ

て情報が乏しく、その所在地については異論が多いが、「蒼海」が日本海を指すことはまず確定であろうし、「濊州」と「州」を称することも、海辺を意識した表現であろう。『後漢書』が葺君南閭を東濊と解したことにも相応の根拠があったといへば、それは濊の居住地をのちの東濊の居住地に限定することを決して意味しない。

ここで検討すべきは、『三国志』烏丸鮮卑東夷伝

漢時、夫餘王葬用玉匣、常豫以付玄菟郡、王死則迎取以葬、公孫淵伏誅、玄菟庫猶有玉匣一具。今夫餘庫有玉璧・珪・瓚数代之物、伝世以為宝、耆老言先代之所賜也。其印文言濊王之印、国有故城名濊城、蓋本濊貊之地、而夫餘王其中、自謂亡人、抑有（似）（以）也、

において、三世紀の夫餘が「濊王之印」を漢代以来伝世し、「濊城」という故城を擁したという記述である。「濊王之印」については、栗原朋信に考証があり、益州郡の内部で冊封された滇王の「滇王之印」と書式を共有することから、ほかならぬ葺君南閭が蒼海郡の内部で「濊王」に冊封され、この印を下賜されたものと解している。<sup>(18)</sup>「濊王」冊封のことは、周辺民族に関する記述が詳しい『後漢書』にも見えず、また異民族の王号を貶した王莽時代にはもとより想定しがたい。また、『史記』『漢書』の東北に関する記述がきわめて乏しいという事情を割り引いても、そもそも「濊王」冊封が全く伝承されていないという事実は、これが漢の東北政策が不安定な時期の一過的な措置であったことを窺わせる。「濊王之印」をわずか三年で廃止された蒼海郡に関連づけることは、有効な議論であると考える。

ちなみに「葺君」「濊侯」「濊王」などの封号において「濊貊」が用いられないのは、「貊」字の蔑称としての含意からして当然のことである。

「蓋本濊貊之地」以下は、濊貊のあとに夫餘が移動してきたとする『三国志』の解釈であるに過ぎない。『三国志』においては、「濊貊」はすでに東濊をもっぱら指すものとなっており、これに夫餘王の流亡譚を附会したものだが、白杵勲は、夫

餘に比定される吉林の泡子沿類型を、前一〇〇〇年紀初頭より当地にあった西团山文化の最終段階に位置付ける。<sup>(20)</sup> 住民の移動は確認されないものであり、従って、夫餘がかつて濊と称され、夫餘王が「濊王」に冊封されていたということになる。<sup>(21)</sup> この夫餘王が葺君南閭であった可能性さえ否定できないのである。当時の日本海岸では、のちの東濊・沃沮<sup>(22)</sup>の居住地に朝鮮の勢力が及んでいたが、北沃沮および挹婁の居住地は夫餘の勢力圏にあったものと推定される。海辺を示唆する「濊州」の表現や蒼海郡の郡名はこれに因むものである。蒼海郡は、のちの夫餘・挹婁・東沃沮およびおそらくは高句麗の居住地を含む広大な疆域を擁していたものと思われる。「口二十八万人」という規模もこの疆域に適合的である。<sup>(26)</sup>

### 3 濊貊

「濊貊」は、「濊」に東北異族の汎称である「貊」を附したものに他ならない。「濊貊」が初見する前漢中期以前、東北の特定の異族を「貊(貉)」と称する事例には、

白圭曰、吾欲二十而取一、何如、孟子曰、子之道、貉道也、万室之国、一人陶、則可乎、曰、不可、器不足用也、曰、夫貉、五穀不生、惟黍生之、無城郭・宮室・宗廟・祭祀之礼、無諸侯幣帛饗飧、無百官有司、故二十取一而足也、今居中国、去人倫、無君子、如之何其可也、陶以寡、且不可以为国、況無君子乎、欲輕之於堯舜之道者、大貉小貉也、今居之於堯舜之道者、大桀小桀也、(『孟子』告子下)<sup>(27)</sup>

東胡在大沢東、夷人在東胡東、貊国在漢水東北、地近于燕、滅之、孟鳥在貊国東北、其鳥文赤・黄・青、東郷、(『山海經』海内西經)<sup>(28)</sup>

北貉・燕人来致梟騎助漢、(『漢書』高帝紀／四年(前二〇三))<sup>(29)</sup>

などがあるが、その事実は、「貊」の汎称としての本義に何ら抵触するものではない。「濊」「貊」の二字はそもそも対等ではなく、「濊貊」とある場合、これを「濊」「貊」の並列と確言しうる事例は一つとしてない。

「濊貊」は、太初元年（前一〇四）を一応の成書年代とする『史記』に初見する。

諸左方王将居東方、直上谷以往者、東接**穢貉**・朝鮮、；漢使楊信於匈奴、是時漢東拔**穢貉**・朝鮮以為郡、（匈奴列伝<sup>30</sup>）  
 上谷至遼東、地踔遠、人民希、数被寇、大与趙・代俗相類、而民雕悍少慮、有魚塩棗栗之饒、北鄰烏桓・夫餘、東結**穢貉**・朝鮮・真番之利、（貨殖列伝<sup>31</sup>）

なお、『管子』小匡

桓公曰、呈乗車之会三、兵車之会六、九合諸侯、一匡天下、北至於孤竹・山戎・**穢貉**、拘秦夏、西至流沙・西虞、南至呉・越・巴・牂牁・蜺・不庾・雕題・黒齒・荊夷之國、莫違寡人之命、而中国卑我、昔三代之受命者、其異於此乎、

にも「穢貉」が見えるが、林滢がすでに指摘するように、小匡の藍本である『国語』齊語には見えず、「牂牁」が見えることも相俟って牂牁郡が設置された元鼎六年（前一一一）以降、すなわち『史記』と同じ頃に附加された部分とみなしてよからう。

これら「穢貉<sup>33</sup>」は、朝鮮ないし朝鮮・真番と並列され、また匈奴列伝に漢が郡を設置したところから見れば、漢が衛氏朝鮮を征服して設置した四郡から楽浪郡（朝鮮）・真番郡（真番）を除いた、玄菟郡・臨屯郡を内包する地域の住民を汎称するものとなり、『三国志』烏丸鮮卑東夷伝の高句麗・東沃沮・東濊にあたる。同伝には、

東夷旧語以為夫餘別種、言語諸事、多与夫餘同、（高句麗）

其言語与句麗大同、時時小異、（東沃沮）

言語法俗大抵与句麗同、衣服有異、（東濊）

と、夫餘・高句麗・東沃沮・東濊の言語の共通性が証言されており、白鳥庫吉はこの四つを「濊貊民族」と汎称しているが、近年の考古学的所見によれば、これらはそれぞれの地域的伝統をになった考古学的文化に比定されている。<sup>(35)</sup> その限りにおいて、白鳥が推定したような、一個の集団が移動の過程で分化したといった意味での「民族」ではありえない。上述の如く、前一二八年の蒼海郡設置は、濊王たる夫餘王の勢力圏の存在を前提としたものだが、夫餘の政治的影響力によって、その他の諸族の支配層が言語など夫餘の文化的要素を導入したといった経緯があったものと思われる。<sup>(36)</sup>

元始五年（後五）（始建国元年（後九））の間の作品とされる揚雄『十二州箴』<sup>(37)</sup> 幽州牧箴「東（陌）〔限〕穢貊、羨及東胡」の「穢貊」は「濊貊民族」を汎称したものともし解しうるが、上掲『史記』貨殖列伝や後掲の『漢書』王莽伝のように、夫餘・濊貊が区別されることがより一般的である。これは、元封三年（前一〇八）の朝鮮征服と四郡設置の結果、夫餘以外の濊貊を直接支配下に収めた漢が、夫餘の濊貊への影響力の排除に転じ、ことさらに夫餘と濊貊を区別するようになったためであろう。夫餘の王号について、『後漢書』東夷伝には、

建武中、東夷諸国皆来献見、二十五年、夫餘王遣使奉貢、光武厚荅報之、於是使命歲通、  
とあって、後漢にはすでに「夫餘王」であったことが知られる。遡って『漢書』王莽伝

其東出者、至玄菟・楽浪・高句驪・夫餘、南出者、隴徼外、歴益州、貶句町王為侯、西出者、至西域、尽改其王為侯、

北出者、至匈奴庭、授单于印、改漢印文、去璽曰章、单于欲求故印、陳饒椎破之、語在匈奴伝、单于大怒、而句町・西域後卒以此皆畔、

では明示されていないが、王莽の使者が高句麗・夫餘に至ったのは、その他の四夷諸国と同様に、王号を貶して侯号を与える手続のためであったと思われる。従って、夫餘王の冊封はそれ以前となる。おそらくは、朝鮮征服・四郡設置と時を同じくしたものであろう。

前漢の濊貊支配は、当初、玄菟郡が高句麗・東沃沮を、臨屯郡が東濊を支配したが、『後漢書』東夷伝

武帝滅朝鮮、以沃沮地為玄菟郡、後為夷貊所侵、徙郡於高句驪西北、更以沃沮為縣、屬樂浪東部都尉、（東沃沮）

至昭帝始元五年、罷臨屯・真番、以并樂浪・玄菟、玄菟復徙居句驪、自單大領已東、沃沮・濊貊悉屬樂浪、後以境土広遠、復分領東七縣、置樂浪東部都尉、（東濊）

には、始元五年（前八二）に臨屯郡が廃止され、ついで玄菟郡が高句麗縣に移転した結果、東沃沮・東濊の居住地である單大嶺以東の七縣が、樂浪東部都尉の管轄となったとある。

一九五八年に、平壤貞柏里で発見された前漢後半期の木槨墓より「夫租濊君」銀印が出土した。<sup>(39)</sup>「夫租濊君」の称号は、『後漢書』東夷伝／東濊「無大君長、其官有侯・邑君・三老」の「邑君」に当たる。「夫租」は『漢書』地理志に樂浪郡の屬縣として見え、『後漢書』東夷伝に見える沃沮縣に当たる。樂浪郡治朝鮮縣たる平壤から「夫租濊君」銀印が出土したことは、夫租縣の樂浪東部都尉への帰属を反映する。元封三年以降の「濊貊」が高句麗・東沃沮・東濊を包括する概念であったことは上に推定したが、夫租縣の邑君を「濊君」と称することは、東沃沮が「濊」の一部であったことを明示するものとなる。

第二章 新く北魏

1 新・後漢前半期

『漢書』王莽伝／始建国四年（後一二）に以下の記述が見える。

先是、莽発高句驪兵、当伐胡、不欲行、郡強迫之、皆亡出塞、因犯法為寇、遼西大尹田譚追擊之、為所殺、州郡婦咎於高句驪侯騶、嚴尤奏言、貉人犯法、不從騶起、正有它心、宜令州郡且尉安之、今猥被以大罪、恐其遂畔、夫餘之属必有和者、匈奴未克、夫餘・穢貉復起、此大憂也、莽不尉安、穢貉遂反、詔尤擊之、尤誘高句驪侯騶至而斬焉、伝首長安、莽大説、下書曰、乃者、命遣猛将、共行天罰、誅滅虜知、分為十二部、或断其右臂、或斬其左腋、或潰其胸腹、或紬其兩脅、今年刑在東方、誅貉之部先縱焉、捕斬虜騶、平定東域、虜知殄滅、在于漏刻、此乃天地群神社稷宗廟佑助之福、公卿大夫士民同心将率虓虎之力也、予甚嘉之、其更名高句驪為下句驪、布告天下、令咸知焉、於是貉人愈犯辺、東北与西南夷皆乱云、

この少し前にある「其東出者、至玄菟・楽浪・高句驪・夫餘」が中国史料における高句麗の初見である。三品彰英は、これ以前の「穢貉」については、「穢（特称）という貉（汎称）」と解しながら、ここの「穢貉」については、高句麗に特定された「貉人」なる称謂の出現を根拠に、「穢と貉」あるいは「穢の中の貉」の意味に解すべきであるとする。<sup>(40)</sup>確かに、この少し前には、「誅貉將軍陽俊・討穢將軍嚴尤出漁陽」と、「穢」「貉」が対等に用いられており、さらに後述するように、後漢中期、二世紀前半には、濊・貉をそれぞれ特定の民族名として用いる事例が出現し、それは高句麗を意味する「貉人」の

慣用を契機としたと見られる。しかしながら、それは「穢貊」における語義の変更を意味するものでは決してない。この「穢貉」についても、それが具体的には高句麗を指すことは明らかであり、高句麗以外の「穢」の存在は何ら示唆されない。『後漢書』本紀には、「貊人」「穢貉」が見える。これらは高句麗に関連するが、本紀と東夷伝の高句麗条（以下「伝」）では時にかなりの異同がある。高句麗関連の記述とあわせて検討しよう。

本紀	東夷伝／高句麗
A（建武八年・三二）十二月、高句麗王遣使奉貢、	a 建武八年、高句麗遣使朝貢、光武復其王号、
B（建武二十三年・四七）冬十月丙申、∴高句麗率種人詣楽浪内属、十二月、∴	b 二十三年冬、句麗蠶支落大加戴升等万餘口詣楽浪内属、
C（建武）二十五年（四九）春正月、遼東徼外貊人寇右北平・漁陽・上谷・太原、遼東太守祭彤招降之、	c 二十五年春、句麗寇右北平・漁陽・上谷・太原、而遼東太守祭彤以恩信招之、皆復款塞、
D（和帝）元興元年（一〇五）春正月戊午、∴高句麗寇郡界、夏四月庚午、∴秋九月、遼東太守耿夔擊貊人、破之、	d 後句麗王宮生而開目能視、国人懷之、及長勇壯、数犯边境、和帝元興元年春、復入遼東、寇略六縣、太守耿夔擊破之、斬其渠帥、

『三国志』烏丸鮮卑東夷伝（以下「魏志」）「漢光武帝八年、高句麗王遣使朝貢、始見称王」が高句麗称王の初見をいうのみであるのに対し、伝aは「光武復其王号」とする。伝は、魏志が失載している高句麗王遂成を補うなど、関連する独自の材料を多く用いている。とりわけ永初三年（一〇九）の高句麗王宮の帰順以降の記述は詳細であり、高句麗自身から獲得された材料も存在したものと思われる。後漢に入って東北異族の口碑が獲得されたことは、永元年間（八九〜一〇五）に成立

した『論衡』に夫餘の建国神話が見えることにも傍証される。<sup>(43)</sup> 夫餘との通交は前章に指摘したように、建武二十五年（後四九）に再開されている。

本紀A「十二月」・B「十月」・C「正月」・D「正月」「九月」などは伝に見えない。この事實は、本紀がその編纂に際し、伝とは独立した原資料を用い、さらに伝が一般的に本紀を参照していないことを示す。

伝b「蠶支落」の如き邑落の名は、『後漢書』の高句麗関連のこれ以外の記述には一切見えず、かつ当時の高句麗の「大加」<sup>(44)</sup>が遼東郡・玄菟郡ではなく楽浪郡に内属するものも不可解である。『三国史記』高句麗本紀／閔中王四年（後四七）「冬十月、蠶支落部大家戴升等一万餘家、詣楽浪投漠、〔後漢書云、大加戴升等万餘口〕」が「蠶支」を「蠶友」に作ることは、「蠶支」の誤写の可能性を示唆する。ここで想起されるのが、『漢書』地理志に見える楽浪郡の縣名「蠶台」である。後述の如く、建武六年（後三〇）に放棄された「領東七縣」の一つで、東濊の居住地に当たる。おそらくは、伝が「大加」の官名に牽引されてこれを高句麗の邑落と解して採録し、「句驪」を附したものであろう。さらに、本紀B「高句麗率種人詣楽浪内属」は、たとえばこれを同じ光武帝紀／建武十二年（後三六）の「九真徼外蛮夷張遊率種人内属」と比較するならば、その不自然さは明白である。伝「蠶支落大加戴升等」の如き記述がないと、高句麗そのものの内属になってしまうからである。本紀が伝を参照して「高句麗」を加筆する過程で、「蠶支落大加戴升等」に相当する部分を脱落してしまったものであろう。この事例に示されるように、本紀には、高句麗伝を参照して原資料に由来する本来の表現を改変していると判断される部分が往々にして認められる。

本紀C「遼東徼外貊人寇右北平・漁陽・上谷・太原」・伝c「句驪寇右北平・漁陽・上谷・太原」を比較すると、本紀の「遼東徼外貊人」が原資料の表現で、伝は同じ原資料に拠りつつこれを「句驪」と改めたことが推測される。上掲の『漢書』王莽伝の嚴尤の発言にも高句麗を「貉人」と称しており、「貊人」がより本来的な表現であることを傍証する。

伝 d 「後句驪王宮生而開目能視、国人懷之、及長勇壯、數犯辺境」は、魏志「其曾祖名宮、生能開目視、其国人惡之、及長大、果凶虐、數寇鈔、国見殘破」に基づく。「復入遼東、寇略六縣」は『統漢書』天文志「遼東貊人反、鈔六縣」に、「太守耿夔擊破之、斬其渠帥」は、『後漢書』耿夔伝「元興元年、貊人寇郡界、夔追擊、斬其渠帥」に表現が重なり、これらと共通する複数の原資料に取材したことを示唆する。一方、本紀 D 「高句驪寇郡界」は郡名を欠き不完全である。中華書局本校勘記は、『後漢書集解校補』の「案通鑑作、高句驪王宮入遼東塞、寇略六縣、此郡上応補遼東二字」を支持するが、これは当たらない。順帝紀「九江賊蔡伯流寇郡界」・桓帝紀「長沙蛮寇郡界」「桂陽盜賊李研等寇郡界」「南海賊寇郡界」「廬江賊起、寇郡界」・靈帝紀「武陵蛮叛、寇郡界」の事例に明らかのように、本紀においては「寇郡界」の主語の部分に郡名を含むことが、いわば書法として一貫しているからである。「高句麗」は伝に牽引されて本来の記述を不用意に改変したものである。本来の記述としては、本紀 C と同様に「遼東徼外貊人」が用いられたものと思われる。耿夔伝「貊人寇郡界」は、本紀と共通の原資料の「遼東徼外貊人寇郡界」に拠るものであるうし、本紀後文の「遼東太守耿夔擊貊人」や上掲『統漢書』天文志「遼東貊人」もこの推測を支持する<sup>(45)</sup>。

ここまでの検討で、後漢前期の同時代的記録に由来すると思われる『後漢書』本紀の原資料においては、高句麗を「遼東徼外貊人」と表現していたことが了解されたであろう。

## 2 後漢後半期～魏文帝期

永初三年（一〇九）に高句麗王宮が降り、玄菟郡に属することとなった。伝には宮・遂成・伯固の父子三代、魏志にはさらに伯固の二子拔奇・伊夷模、伊夷模の子位宮が見える。正始五年（二四四）の毋丘儉の遠征までの一三〇年あまり、高句

麗と中原との関係はかなり緊密だったわけであり、そうした状況の起点として永初三年の宮の降伏は、画期的である。

<p>本紀</p>	<p>高句驪伝</p>
<p>E (安帝永初三年…一〇九) 春正月、…高句驪遣使貢獻、三月、…</p>	<p>e 安帝永初(五)「三」年、宮遣使貢獻、求属玄菟、</p>
<p>F (元初五年…一一八) 夏六月、高句驪与穢貊寇玄菟、</p>	<p>f 元初五年、復与穢貊寇玄菟、攻華麗城、</p>
<p>G 建光元年(一二二) 春正月、幽州刺史馮煥率二郡太守討高句驪・穢貊、不克、…</p>	<p>g 建光元年春、幽州刺史馮煥・玄菟太守姚光・遼東太守蔡諷等将兵出塞擊之、捕斬穢貊渠帥、獲兵馬財物。 宮乃遣嗣子遂成将二千餘人逆光等、遣使詐降、光等信之、遂成因挾險阨以遮大軍、而潜遣三千人攻玄菟・遼東、焚城郭、殺傷二千餘人、</p>
<p>夏四月、穢貊復与鮮卑寇遼東、遼東太守蔡諷追擊、戰歿、…</p>	<p>於是発広陽・漁陽・右北平・涿郡属国三千餘騎同救之、而貊人已去、 夏、復与遼東鮮卑八千餘人攻遼隊、殺略吏人、蔡諷等追擊於新昌、戰歿、功曹耿耗・兵曹掾龍端・兵馬掾公孫酺以身扞諷、俱没於陳、死者百餘人、</p>
<p>冬十二月、高句驪・馬韓・穢貊围玄菟城、夫餘王遣子与州郡并力討破之、</p>	<p>秋、宮遂率馬韓・穢貊数千騎围玄菟、夫餘王遣子尉仇台将二万餘人、与州郡并力討破之、斬首五百餘級、</p>

<p>J (靈帝建寧元年：一六八) 十二月、鮮卑及濊貊寇幽并二州、</p>	<p>k 建寧二年 (一六九)、玄菟太守耿臨討之、斬首數百級、伯固降服、乞屬玄菟云、</p>
<p>H (順帝陽嘉元年：一三三、十二月) 庚戌、復置玄菟郡屯田六 (郡) [部]、</p>	<p>i 質 (一四六)・桓 (一四七) 一六七) 之間、復犯遼東西安平、殺帶方令、掠得樂浪太守妻子、</p> <p>h 順帝陽嘉元年、置玄菟郡屯田六部、</p> <p>遂成死、子伯固立、其後濊貊率服、東垂少事、</p>
<p>延光元年 (一二二) 春二月、夫餘王遣子將兵救玄菟、擊高句驪・馬韓・穢貊、破之、遂遣使貢獻、                  (七月) 高句驪降、</p>	<p>是歲宮死、子遂成立、姚光上言欲因其喪發兵擊之、議者皆以為可許、尚書陳忠曰、宮前桀黠、光不能討、死而擊之、非義也、宜遣弔問、因責讓前罪、赦不加誅、取其後善、安帝從之。</p> <p>明年、遂成還漢生口、詣玄菟降、</p> <p>詔曰、遂成等桀逆無狀、當斬斷葷醢、以示百姓、幸會赦令、乞罪請降、鮮卑・濊貊連年寇鈔、驅略小民、動以千數、而裁送數十百人、非向化之心也。自今已後、不與縣官戰鬪而自以親附送生口者、皆與贖直、縑人四十匹、小口半之、</p>

本紀の年代記的記述に「濊貊」が出現するのも偶然ではありえず、対高句麗関係の転換を反映するものであろう。伝では f 「復与濊貊寇玄菟」・g 「宮遂率馬韓・濊貊数千騎围玄菟」の如く、高句麗を「濊貊」と並列し、本紀 F 「高句麗与穢貊寇玄菟」・G 「高句麗・馬韓・穢貊围玄菟城」はこれらを参照したものと思われる。とくに G 「夫餘王遣子与州郡并力討破之」の「与州郡」の表現は本紀では孤例であり、伝 g 「夫餘王遣子尉仇台将二万餘人、与州郡并力討破之」の引用を確言できる。伝に従うならば、「濊貊」は高句麗とは別個の存在となり、池内宏は、伝 f の「華麗城」が領東七縣の一つであることに注目しつつ、この「濊貊」を東濊とし、<sup>(46)</sup> 日野開三郎は、伝 f や g 「濊貊渠帥」の「濊貊」は高句麗に統合されつつあった鴨緑江・佟佳江流域の住民で、高句麗も本来その一部であったとし、伝 g 「宮遂率馬韓、濊貊数千騎围玄菟」の馬韓と並列される「濊貊」は東濊であったとする。<sup>(47)</sup> これらは、それぞれの記述に対する個別的な解釈としては一定の有効性をもつが、『後漢書』本紀という一つの文献に一定の一貫性を想定した場合、たとえば、G 「穢貊復与鮮卑寇遼東」・J 「鮮卑及濊貊寇幽并二州」などが説明困難となる。後者は、鮮卑・濊貊の両者がそれぞれ独自に幽・并二州に進攻したとも解しうるが、前者は明らかに両者の提携を示す。この場合、東濊が、あるいは高句麗以外の「濊貊」が高句麗とは無関係に鮮卑と提携したとは考えがたい。これらの「濊貊」はほかならぬ高句麗を指すものと考えざるを得ない。現行の本紀において高句麗・濊貊が並列されるのは、B・D の場合と同様に、伝の記述を参照して本来の表現が改変されたものであるに過ぎない。伝は、その編纂に際し、本紀と同様の原資料を用いたが、「濊貊」が高句麗を指すことに気付かず、別系統の資料に見えた高句麗とは別物として、これと並列したものであろう。<sup>(48)</sup>

上述の如く、前漢中期の「濊貊」は、元封三年（前一〇八）の四郡設置にともない、玄菟郡・臨屯郡の支配下に入った異族を指した。前漢後期には、玄菟郡移動に窺われるように、高句麗の擡頭が始まり、始建国四年（後一二）の嚴尤の発言では、「濊貊」は実質的に高句麗を指している。この発言において、一方で高句麗を指す「貉人」という称謂が出現し、また

誅貉將軍・討穢將軍の將軍号に認められるように、「濊」「貉」を対等に並列する用法も出現している。後漢に入り、建武六年（後三〇）には楽浪東部都尉が廃止され、もとの七縣は異族首長を縣侯とする侯国となった。その経緯は、『三国志』烏丸鮮卑東夷伝に、

漢（光）〔建〕武六年、省辺郡、都尉由此罷、其後皆以其縣中渠帥為縣侯、不耐・華麗・沃沮諸縣皆為侯国、夷狄更相攻伐、唯不耐濊侯至今猶置功曹・主簿諸曹、皆濊民作之、沃沮諸邑落渠帥、皆自称三老、則故縣国之制也、（東沃租）とあり、『後漢書』東夷伝にも「建武六年、省都尉官、遂棄領東地、悉封其渠帥為縣侯、皆歲時朝賀」と見える。「不耐濊侯」の事例よりこれらの縣侯の封号が「（縣名）濊侯」であったことが知られる。

永元十二年（一〇〇）の序をもつ『說文解字』には、「鮓、鮓魚也、出穢邪頭国、：鮓、鮓魚也、出穢邪頭国」（魚部）とある。邪頭国は、『漢書』地理志の楽浪郡邪頭昧縣に当たる。その一方で、『說文解字』には、

貔、豹屬、出貉国、从豸毘声、詩曰、猷其貔皮、周書曰、如虎如貔、貔、猛獸、（豸部）

鮮、鮮魚也、出貉国、（魚部）

に「貉（貊）国」が見える。上掲の「貊人」の事例と相俟って、高句麗を指すものと思われる。要するに後漢前期には、「濊」「貊」を個別に用いる用法がすでに一定程度定着していた。しかしながら、その事実が、「濊貊」という伝統的語彙に何ら影響するものではない。ほかならぬ『說文解字』にも、

縛、穢貉中、女子無袴、以帛為脛空、用絮補核、名曰縛衣、状如襜褕、（糸部）

糶、水蟲也、穢貉之民食之、（黽部）

など「穢貉」の用例があり、そのほか後漢前期の言説にも、

事畢、移檄告郡国曰、：既乱諸夏、狂心益悖、北攻強胡、南擾勁越、西侵羌戎、東摘濊貊、（『後漢書』隗囂伝）

乃上奏論都賦曰、…東擁烏桓、蹂躪濊貊、(『後漢書』文苑伝／杜篤)

(永平二年…後五九) 使尚書令持節詔驃騎將軍・三公曰、…群僚藩輔、宗室子孫、衆郡奉計、百蠻貢職、烏桓・濊貊咸來助祭、单于侍子、骨都侯亦皆陪位、(『後漢書』明帝紀)

などの用例があり、やはり實質的には高句麗を指す。また建初年間(七六～八四)の成書である『漢書』地理志「玄菟・楽浪、武帝時置、皆朝鮮・濊貊句驪蛮夷」の「濊貊句驪」は「濊貊」の中の「句驪」の意味であろう。

永初三年の高句麗王宮の帰順以降についても、「濊貊」を以て高句麗を指す用法は、伝gの延光十二年(一二二)詔「鮮卑・濊貊連年寇鈔」やそのすぐ下の地の文「其後濊貊率服、東垂少事」にも見え、さらに、

遷遼東太守、旬月之間、薨貉寧輯、(『隸釈』卷七／荊州刺史度尚碑)

虞初拳孝廉、稍遷幽州刺史、民夷感其德化、自鮮卑・烏桓・夫餘・穢貊之輩、皆隨時朝貢、無敢擾辺者、百姓歌悦之、公事去官、(『後漢書』劉虞伝)

(延熹) 九年(一八六) 夏、…乃自分其地為三部、從右北平以東至遼東、接夫餘・濊貊二十餘邑為東部、(『後漢書』烏桓鮮卑伝／鮮卑)

從右北平以東至遼、東接夫餘・濊貊為東部、二十餘邑、其大人曰彌加・闕機・素利・槐頭、(『三国志』鮮卑伝注引『魏書』)

袁紹与瓚書曰、…又烏丸・濊貊、皆足下同州、僕与之殊俗、各奮迅激怒、争為鋒銳、(『三国志』公孫瓚伝注引『漢書』春秋)

紹遣使即拜烏丸三王為单于、皆安車・華蓋・羽旄・黄屋・左纛、版文曰、使持節大將軍督幽・青・并領冀州牧阮鄉侯紹、承制詔遼東属国率衆王頌下・烏丸遼西率衆王蹋頓・右北平率衆王汗盧維、乃祖慕義遷善、款塞内附、北捍獯豸、東

拒濊貊、世守北陲、為百姓保障、雖時侵犯王略、命將徂征厥罪、率不旋時、悔愆變改、方之外夷、最又聰惠者也、(『三國志』烏丸傳注引『英雄記』)

(韓) 忠曰、我遼東在滄海之東、擁兵百万、又有扶餘・濊貊之用、(『三國志』牽招傳)

典論帝自叙曰、…建安十年、始定冀州、濊貊貢良弓、燕・代獻名馬、(『三國志』文帝紀注)

文帝初、北狄彊盛、侵擾辺塞、乃使豫持節護烏丸校尉、牽招・解雋并護鮮卑、自高柳以東、濊貊以西、鮮卑数十部、比能・彌加・素利割地統御、各有分界、(『三國志』田豫傳)

など、魏文帝期以前の言説やその時期を対照とした記述にも散見する。

#### 濊貊考

中国史料において、高句麗を「貊人」と称することは、伝g「貊人已去」が最後の事例となり、『後漢書』本紀の原資料の年代記的記述においても「濊貊」が用いられるようになった。そうした用法は、『三國志』文帝紀延康元年(二二〇)「(三月) 已卯、…濊貊・扶餘单于・焉耆・于闐王皆各遣使奉献」まで続く。

年代記的記述における高句麗の呼称が、「貊人」から「濊貊」に転換したのは、宮以降、高句麗が東濊・東沃沮などいわゆる「濊貊民族」を支配下に収め、それらを代表する存在に成長したことを反映するものであろう。上述の元初五年の華麗城侵攻のほか、

十二月、高句麗困玄菟、是歲宮死、玄菟太守姚光上言欲因其喪、發遼東・楽浪三郡兵出擊之、(『後漢紀』建光元年…一二一)

順・桓之間、復犯遼東、寇新安・居郷、又攻西安平、于道上殺帶方令、略得楽浪太守妻子。(『三國志』烏桓鮮卑東夷傳)

では、高句麗の楽浪郡侵攻が窺われる。

3 魏明帝期～西晋

『三国志』烏丸鮮卑東夷伝では、

高句麗在遼東之東千里、南与朝鮮・濊貊、東与沃沮、北与夫餘接、

東沃沮在高句麗蓋馬大山之東、濱大海而居、其地形東北狹、西南長、可千里、北与挹婁・夫餘、南与濊貊接、

の如く「濊貊」は専ら東濊を指すようになる。「濊貊」が東濊を指すことを確言できる材料は、管見の限りでは、『漢書』武帝紀「東夷葦君南閩」に対する注に引く服虔説「穢貊在辰韓之北、高句麗・沃沮之南、東窮于大海」が最も古い。服虔については、『後漢書』朱雋伝に、初平四年（一九三）の董卓誅殺後の事跡が見える<sup>(50)</sup>。しかし、そうした用法が一般化するのには、

中領軍夏侯献表曰、公孫淵昔年敢違王命、廢絶計貢者、实挟兩端、既恃阻險、又怙孫權、故敢跋扈、恣睢海外、宿舒親見賊權軍衆府庫、知其弱少不足憑恃、是以決計斬賊之使、又高句麗・濊貊与淵為仇、並為寇鈔、（『三国志』公孫淵伝

注引『魏名臣奏』）

（正始）七年（二四六）春二月、幽州刺史田丘儉討高句驪、夏五月、討濊貊、皆破之、（『三国志』三少帝紀／齊王芳）  
 （景元）二年（二六二）夏五月朔、日有食之、秋七月、樂浪外夷韓・濊貊各率其属来朝貢、（『三国志』三少帝紀／陳留王）

など、魏明帝期以降に降る。夏侯献の上表を公孫淵伝注は、明帝の公孫淵冊封（青龍元年二二三）に繋いでいる<sup>(51)</sup>。ついで、景初二年（二三八）、魏は公孫淵を討滅し、正始五年（二四四）には田丘儉の高句麗遠征が敢行される<sup>(52)</sup>。魏の東北進出にもない、「濊貊」を高句麗ではなく、東濊を指すものとして用いるようになっていたのである。魏の文帝期から一転して高句麗を「濊貊」と称さなくなったのは、上述の如く、この称謂が高句麗の「濊貊民族」への覇権を含意したためにほかなら

ない。烏丸鮮卑東夷伝に

正始六年、楽浪太守劉茂・帶方太守弓遵以領東濊屬句麗、興師伐之、不耐侯等拳邑降、其八年、詣闕朝貢、詔更拜不耐王、

とあるように、正始六年の遠征で、魏は高句麗を排除し、東濊への羈靡支配を再建している。一つ留意しておきたいのは、烏丸鮮卑東夷伝においては、上掲の事例のように、東北諸族の位置関係を示す記述においてのみ「濊貊」が用いられ、東濊そのものの記述では、「濊」「濊人」がもっぱら用いられていることである。「二郡有軍征賦調、供給役使、遇之如民」とあるように、楽浪・帶方二郡は東濊を「民」すなわち漢人と同様に扱ったとある。こうした現実が、郡吏・濊人の双方において異族への蔑称でもあった「貊」字を忌避させたものであろう。中原王朝で培われた華夷思想が周辺民族に及んだ結果ともいえる。

「濊貊」と熟した場合、それが「濊」「貉」の並列である事例が一つとしてないということは、ここまでに提示した事例ですでに明らかであろうが、後漢末・魏の注釈家の説を掲げて傍証としたい。まず、『爾雅』積地「八狄」の疏に引く後漢の李巡の説「一曰月支、二曰穢貊、三曰匈奴、四曰单于、五曰白屋」の「濊貊」が「濊」と「貊」の意味でないことは明白であろう。ついで、『漢書』睦両夏侯京翼李伝「東定穢貉・朝鮮」の注に引く魏の張晏(34)の説に「濊也、貉也、在遼東之東」とある。一見すると、「濊」「貉」を並列しているように見え、そのためか中華書局本は本文に「濊、貉」と標点するが、『漢書』嚴朱吾丘主父徐嚴終王賈伝「略穢州」の注に引く張晏説が「濊、貉也」と作るように、「濊也、貉也」の前の「也」は衍字である。そもそも「A也、B也」は、同じく嚴朱吾丘主父徐嚴終王賈伝の注に引く張晏説に「溲、狎也、汙也」と見えるように、「(ある文字)がAの意味であり、Bの意味で(も)ある」の意味である。「濊也、貉也」はそれだけでは意味をなさないのである。見慣れない「濊」字について「濊は貉(の一種)であり、遼東の東に居住する」の意味である。

中原王朝の東濊支配は、西晋にも継続し、泰始五年（二六九）に制作された荀勗『正旦大会王公上寿酒歌』<sup>(55)</sup>には「濊進楽」の一句が見え、一九六六年には慶尚北道迎日郡新光面馬助里より、「晋率善穢伯長」の駝鈕銅印が出土している。<sup>(56)</sup>

4 前秦・北魏

建興元年（三一三）、高句麗が楽浪郡を制圧した<sup>(57)</sup>ことで、中原王朝の東濊支配は終焉し、中原王朝との関連で「濊貊」が語られることもほとんどなくなってしまふ。

『魏書』豆莫婁伝に「或言本穢貊之地也」とあるが、これは、豆莫婁の地を「旧北扶餘」すなわち漢魏の夫餘<sup>(58)</sup>と考えたため、次表に示すように、『三国志』烏丸鮮卑東夷伝／夫餘を全く引き写したものであり、北魏時代の実際の認識を伝えるものとはいえない。

『三国志』	『魏書』
夫餘在長城之北、去玄菟千里、南与高句麗、東与挹婁、西与鮮卑接、北有弱水、 方可二千里、戸八万、其民土著、有宮室・倉庫・牢獄、多山陵・広沢、於東夷之域最平敞、土地宜五穀、不生五果、其人麤大、性彊勇謹厚、不寇抄、国有君王、皆以六畜名官、有馬加・牛加・猪加・狗加・大使・大使者・使者、邑落有豪民、	豆莫婁国、在勿吉国北千里、去洛六千里、旧北扶餘也、在夫餘之東、東至於海、 方二千里、其民土著、有宮室・倉庫、多山陵・広沢、於東夷之域最為平敞、地宜五穀、不生五果、其人長大、性強勇、謹厚、不寇抄、其君長皆以六畜名官、

<p>名下戸皆為奴僕、諸加別主四出、道大者主數千家、小者數百家。食飲皆用俎豆、会同、拜爵、洗爵、揖讓升降、以殷正月祭天、國中大会、連日飲食歌舞、名曰迎鼓、於是時斷刑獄、解囚徒、在国衣尚白、白布大袂、袍、蔥、履革鞜、出国則尚繪繡錦罽、大人加狐狸、狝白、黑貂之裘、以金銀飾帽、詛人佞辭、皆跪、手扱地竊語、用刑嚴急、殺人者死、没其家人為奴婢、竊盜一責十二、男女淫、婦人妒、皆殺之、尤憎妒、已殺、尸之国南山上、至腐爛、女家欲得、輸牛馬乃与之、：蓋本濊貊之地、</p>	<p>飲食亦用俎豆、有麻布衣、制類高麗而幅大、其国大人、以金銀飾之、用刑嚴急、殺人者死、没其家人為奴婢、俗淫、尤惡妒婦、妒者殺之、尸其国南山上至腐、女家欲得、輸牛馬乃与之、或言本濊貊之地也、</p>
---	---

同時代的な記述として注目されるのは、『資治通鑑』晋紀二十六／太元元年（三七六）

索頭世跨朔北、中分区域、東賓穢貊、西引烏孫、控弦百万、虎視雲中、

である。前秦苻堅が代征服後に下した詔の一節であるが、ここには代が東方の「穢貊」と通交したことが見える。代の勢力圏については、『魏書』序紀に、

西兼烏孫故地、東吞勿吉以西、控弦上馬將有百万、（平文帝二年…三二八）

東自濊貊、西及破洛那、莫不款附、（昭成帝二年…三三九）

と類似の記述が見えるが、これらは決して同時代的な記録ではない。平文帝二年条の烏孫は、『魏書』西域伝に、

烏孫国、居赤谷城、在龜茲西北、去代一万八百里、其国教為蠕蠕所侵、西徙嶺山中、無城郭、随畜牧逐水草、太延三年

(四三七) 遣使者董琬等使其国、後每使朝貢、

とあるように、龜茲の西北にあったが、のち蠕蠕に圧迫され、嶺山に西遷した。「烏孫故地」とは烏孫西遷を踏まえた表現であり、蠕蠕が擡頭した五世紀以降の状況を反映する。さらに勿吉は、本条を除けば、『魏書』勿吉伝「去延興中、遣使乙力支朝獻」が最も早く年代付けられる記述であり、『冊府元龜』卷九百六十九／外臣部／朝貢二(延興五年)十月、蠕蠕国並遣使朝獻、勿吉国遣使朝獻」によれば、延興五年(四七五)に当たる。「西兼烏孫故地、東吞勿吉以西」は五世紀後半を遡り得ないということになる。

昭成帝二年条の破洛那は、上掲の『魏書』西域伝に見え、世祖紀／太延三年(四三七)十一月に、「甲申、破洛那・者舌国各遣使朝獻、奉汗血馬」と見える。この記述は五世紀前半の状況を反映したものである。ここで注目されるのは、世祖紀／太延元年(四三五)六月に、「丙午、高麗・鄯善国並遣使朝獻」と見えることである。高句麗伝に、

世祖時、釗曾孫璉始遣使者安東奉表貢方物、并請国諱、世祖嘉其誠款、詔下帝系名諱於其国、遣員外散騎侍郎李敖拜璉為都督遼海諸軍事・征東將軍・領護東夷中郎將・遼東郡開國公・高句麗王、敖至其所居平壤城、訪其方事、…

とあり、この冊封のことを、『三国史記』高句麗本紀は

二十三年、夏六月、王遣使入魏朝貢、且請国諱、世祖嘉其誠款、使録帝系及諱以与之、遣員外散騎侍郎李敖、拜王為都督遼海諸軍事・征東將軍・領護東夷中郎將・遼東郡開國公・高句麗王、秋、王遣使入魏謝恩、

と、長寿王二十三年すなわち太延元年に繋げる。要するに、高句麗は破洛那とほぼ同じ時期に北魏への朝貢を開始しているのであり、従って序紀において破洛那と対になった「濊貊」とは、高句麗を指すものと思われ、『通鑑』の「穢貊」も同様に解しえよう。

代と高句麗の通交が『三国史記』高句麗本紀に見えないのは、高句麗本紀が基本的に『魏書』に取材し、その『魏書』

がここに見たように、代国時代の外交について後代的知見を加え、結果的に高句麗との通交を書かないためである。

上述の如く、「濊貊」の称谓は、魏明帝の時の毋丘儉の高句麗遠征を契機に、三世紀中葉以降は、もっぱら東濊を指すものとなっており、『後漢書』が高句麗・濊貊を重複したように、かつて高句麗が濊貊と称されたことは、中国人の間ではすでに忘却されていた。五胡・北魏においても、高句麗を「濊貊」と称することが上掲のわずか二例だけであることにはうかがわれるように、北魏でも、中国の影響を受けたためか、「濊貊」の称谓は用いられなくなるが、少なくとも五世紀前半、太延年間までこの称谓が残存していたことは注目に値する。上掲の『後漢書』安帝紀「穢貊復与鮮卑寇遼東」・靈帝紀「鮮卑及濊貊寇幽并二州」・高句麗伝「鮮卑・濊貊連年寇鈔」など、後漢時代には濊貊・鮮卑が並称されており、とくに安帝紀の事例は両者の提携を示す。臆測を逞しくすれば、この時期以降、鮮卑の間で高句麗を「濊貊」と称することが定着し、それがその他の北族にも伝播したと思われる。

この推測を傍証するものが、降って突厥の闕特勤碑文（七三二）・毗伽可汗碑文（七三四）に見える *Bōki* である。湯佐精一郎<sup>(60)</sup>はこれを高句麗に比定して、「貊句麗」の音写と解し、ついで護雅夫はこれを *bōk ei* すなわち「貊の国」と解した<sup>(61)</sup>。これは「濊貊」もしくは、後漢中期以前の高句麗に対する称谓である「貊人」に由来するものと思われる。

これらはきわめて断片的な資料ではあるが、北族において中国とは独自の称谓の伝承が存在したことを示唆するものである。

第三章 高句麗

1 貂

『三國史記』地理志二は、

朔州、賈耽古今郡國志云、句麗之東南、濊之西、古貂地、蓋今新羅北朔州、

溟州、…賈耽古今郡國志云、今新羅北界溟州、蓋濊之古國、前史以扶餘為濊地、蓋誤、

と、賈耽の説を引き、新羅の溟州・朔州をそれぞれ濊・貂の故地に比定する。上述の如く、後漢前期には、「濊」「貂」を個別に用いる事例がすでに出現しているが、江原道の東濊を指す「濊貂」が「濊」「貂」の並列でないことは上述の如くである。賈耽は『三國志』烏丸鮮卑東夷伝が東濊そのものの記述においても「濊」「濊人」を用いることから、「貂」を別物と臆測し、『後漢書』『三國志』に見える東濊の居住地が江原道の沿岸部、すなわち溟州に確認されることから、朔州を「貂」の居住地に割り当てたに過ぎない。『三國史記』新羅本紀・百濟本紀

秋九月、華麗・不耐二縣人連謀、率騎兵犯北境、貂國渠帥、以兵要曲河西敗之、王喜与貂國結好、(新羅本紀／儒理  
尼師今十七年…後七三)

秋八月、貂帥狽得禽獸獻之、(新羅本紀／儒理尼師今十九年…後七五)

秋九月、漢与貂人來侵、王出禦為敵兵所害薨、(百濟本紀／責稽王十三年…二九七)

の「貂」「貂人」は賈耽の説に触発されて創作されたものようである。

より実在性の強い「貂」としては、高句麗本紀の「梁貂」がある。

秋八月、王命烏伊・摩離、領兵二万、西伐梁貂、滅其国、進兵襲取漢高句麗縣、「縣屬玄菟郡」（琉璃明王三十三年…後一四）

拜蒼夫為国相、加爵為沛者、令知内外兵馬兼領梁貂部落、改左・右輔為国相、始於此、（新大王二年…一六六）

秋八月、魏遣幽州刺史毋丘儉、將万人、出玄菟來侵、王將步騎二万人、逆戰於沸流水上、敗之、斬首三千餘級、又引兵再戰於梁貂之谷、又敗之、斬獲三千餘人、（東川王二十年…二四六）

冬十二月、王敗于杜訥之谷、魏將尉遲〔名犯長陵諱〕將兵來伐、王簡精騎五千、戰於梁貂之谷、敗之、斬首八千餘級、（中川王十二年…二五九）

王大悅、拜達賈為安国君、知内外兵馬事、兼統梁貂・肅慎諸部落、（西川王十一年…二八〇）

春三月、殺安国君達賈、王以賈在諸父之行、有大功業、為百姓所瞻望、故疑之謀殺、国人曰、微安国君、民不能免梁貂・肅慎之難、今其死矣、其將焉託、無不揮涕相弔、（烽上王元年…二九二）

東川王二十年の記述は『三国志』毋丘儉伝

正始中、儉以高句麗數侵叛、督諸軍步騎万人出玄菟、從諸道討之、句麗王宮將步騎二万人、進軍沸流水上、大戰梁口、宮連破走、

に取材し、こちらは「梁貂之谷」を「梁口」に作る。地望の一致から、この「梁貂」は、『三国志』烏丸鮮卑東夷伝

又有小水貂、句麗作国、依大水而居、西安平縣北有小水、南流入海、句麗別種依小水作国、因名之為小水貂、出好弓、所謂貂弓是也、

の「小水貂」に比定されている。<sup>(62)</sup>『後漢書』高句麗伝は、

句驪一名貊(耳)、有別種、依小水為居、因名曰小水貊、出好弓、所謂貊弓是也、

と、魏志を引用している。「句驪一名貊(耳)」は高句驪伝の注記である。後漢の同時代的記録において「貊人」が実質的に高句麗を指す事例が頻見することから、このように述べているに過ぎず、この一句を根拠に、「貊」をもつばら高句麗を指すものと主張することはできない。

朝鮮文献には、そのほか、『三国遺事』紀異／馬韓に、

三国史云、溟州、古穢国、…又春州、古牛首州、古貊国、又或云、今朔州是貊国、或平壤城為貊国、

と見える。溟州を穢国、朔州(春州・牛首州)を貊国とすることは上掲の『三国史記』地理志と同じである。注目されるのは、「平壤城為貊国」であり、これは高句麗を貊国とするものである。『隋書』東夷伝／百濟「百濟自西行三日、至貊国云」の「貊国」も高句麗を指すものであろう。同じく高句麗を「貊(貊)」と称することは、養老四年(七二〇)に成書した『日本書紀』に散見する。

二十年冬、高麗王大發軍兵、伐尽百濟、爰有少許遺衆、聚居倉下、兵糧既尽、憂泣茲深、於是高麗諸將言於王曰、百濟心許非常、臣每見之、不覺自失、恐更蔓生、請遂除之、王曰、不可矣、寡人聞、百濟国者、為日本国之官家、所由来遠久矣、又其王入仕天皇、四隣之所共識也、遂止之、〔百濟記云、蓋鹵王乙卯年冬、貊大軍来、攻大城七日七夜、王城降陷、遂失尉礼国、王及太后・王子等、皆没敵手、〕(雄略天皇二十年…四七六)

是歳、高麗大乱、被誅殺者衆、〔百濟本記云、十二月甲午、高麗国細群与鹿群、戰于宮門、伐鼓戰鬪、細群敗不解兵、三日、尽捕誅細群子孫、戊戌、貊国香岡上王薨也、〕(欽明天皇六年…五四五)

是歳、高麗大乱、凡鬪死者二千余、〔百濟本記云、高麗以正月丙午、立中夫人子為王、年八歳、貊王有三夫人、正夫人無子、中夫人生世子、其舅氏鹿群也。小夫人生子、其舅氏細群也、及貊王疾篤、細群・鹿群各欲立其夫人之子、故細

群死者二千余人也。」(欽明天皇七年…五四六)

以上の三条は、分注に引用された『百濟記』『百濟本記』<sup>(63)</sup>に「狛」が見える事例である。本文および分注引用文の最初の箇所では「高麗」を用いている。「狛」は「百濟の訓積文字」であり、本文がこれを「高麗」に改めたものとする井上秀雄の考証<sup>(64)</sup>に従うべきであろう。

六月辛酉朔壬戌、遣使詔于百濟曰、德率宣文取帰以後、当復何如、消息何如、朕聞、汝国為狛賊所害、宜共任那策励、同謀、如前防距、(欽明天皇九年…五四八)

乙未、百濟遣中部奈率皮久斤、下部施德灼干那等、献狛虜十口、(欽明天皇十一年…五五〇)

八月辛卯朔丁酉、百濟遣上部奈率科野新羅、下部固德汶休帶山等、上表曰、去年臣等同議、遣内臣德率次酒、任那大夫等、奏海表諸弥移居之事、伏待恩詔、如春草之仰甘雨也、今年忽聞、新羅与狛国通謀云、…(欽明天皇十四年…五五三)

冬十二月、百濟遣下部杆率汶斯干奴、上表曰、百濟王臣明及在安羅諸倭臣等、任那諸国旱岐等奏、以斯羅無道、不畏天皇、与狛同心、欲残滅海北弥移居、臣等共議、遣有至臣等、仰乞軍士、征伐斯羅、而天皇遣有至臣、帥軍以六月至來、臣等深用歡喜、以十二月九日、遣攻斯羅、臣先遣東方領物部莫哥武連、領其方軍士、攻函山城、有至臣所将来民筑紫物部莫奇委沙奇、能射火箭、蒙天皇威靈、以月九日酉時、焚城拔之、故遣單使馳船奏聞、別奏、若但斯羅者、有至臣所將軍士亦可足矣、今狛与斯羅、同心戮力、難可成功、…(欽明天皇十五年…五五四)

ついで次の四条では、本文に「狛」のみが見える。いずれも百濟関係の記述であり、『百濟記』『百濟本記』と同様に百濟系の原資料の表現が保存されているものと思われる。欽明天皇十五年の記述では新羅を「斯羅」と表記しているが、『日本書紀』において「斯羅」は稀見に属し<sup>(65)</sup>、この記述が百濟系の原資料の表現を保存していることを傍証する。

百濟が「狛」を用いたのは、三国時代に一貫して敵対関係にあった高句麗を、中国の用例に準じて蔑称したものであろうが、「狛」字の貶意は、漢字受容の相違というべきか、日本資料では認められない。たとえば、弘仁六年（八一五）に成書した『新撰姓氏録』には、

狛首 出自高麗国安岡上王也、（右京／諸蕃／高麗）

狛造 出自高麗国主夫連王也、（山城国／諸蕃／高麗）

大狛連 出自高麗国人伊礼斯沙礼斯也、（河内国／諸蕃／高麗）

大狛連 出自高麗国溢士福貴王也、（河内国／諸蕃／高麗）

狛染部 高麗国須牟祁王之後也、（河内国／未定雑姓）

狛人 高麗国須牟祁王之後也、（河内国／未定雑姓）

など「狛」字を用いた氏が散見する。また、高句麗は一般には「高麗国」と表記されるが、時に、

桑原史 出自狛国人漢臂也、（山城国／諸蕃／高麗）

八坂造 出自狛国人之留川麻乃意利佐也、（山城国／諸蕃／高麗）

高安漢人 出自狛国人小須須也、（山城国／諸蕃／高麗）

の如く、「狛国」に作る場合もあり、かつこうした書き分けについて特段の意味を見出しがたい。

## 2 濊

『三国史記』において「濊貊」は、まず、高句麗本紀太祖大王六十六年（一一八）・六十九年（一二二）・七十年（一二三）に見えるが、いずれも『後漢書』の引用である。<sup>(66)</sup> ついで金仁問伝

龍朔元年（六六一）、高宗召謂曰、朕既滅百濟、除爾國患、今高句麗負固、与穢貊同惡、違事大之礼、棄善鄰之義、朕欲遣兵致討、爾歸告國王、出師同伐、以殲垂亡之虜、

に「穢貊」が見えるが、これは丁若鏞<sup>(67)</sup>がつとに指摘するように、靺鞨（後述）を指すものであろう。

「濊」を単称する事例としては、高句麗広開土王碑文（四一四）に、広開土王が「新來韓・穢」「所略來韓・穢」を守墓人に徵発したことが見える。<sup>(68)</sup> 「韓・穢」を並列することは、上掲の荀勗『正旦大会王公上寿酒歌』（泰始五年・二六九）「韓・濊進樂」のほか、『三国志』烏丸鮮卑東夷伝

桓、靈之末、韓・濊疆盛、郡縣不能制、民多流入韓國、建安中、公孫康分屯有縣以南荒地為帶方郡、遣公孫模・張敞等收集遺民、興兵伐韓・濊、旧民稍出、是後倭・韓遂屬帶方、… 国出鉄、韓・濊・倭皆從取之、

にも見え、やはり中国の用例に準じたものといえる。このように、四、五世紀の交に韓半島に濊が存在したことは確実だが、『三国史記』においては、上掲の地理志の記述を除けば、わずかに、五四八年の高句麗の百濟侵攻の際の記述（下表）に見えるだけである。

<p>新羅本紀</p> <p>(奈勿尼師今四十年…三九五) 秋八月、          靺鞨侵北辺、出師、大敗之於悉直之原、          (慈悲麻立干十一年…四六八) 春、高句          麗与靺鞨襲北辺悉直城、          (炤知麻立干二年…四八〇) 十一月、靺          鞨侵北辺、          (炤知麻立干三年…四八一) 三月、高句          麗与靺鞨入北辺、取狐鳴等七城、又進          軍於彌秩夫、我軍与百濟・加耶援兵分          道禦之、賊敗退、追擊破之泥河西、斬          首千餘級、</p>	<p>高句麗本紀</p> <p>(長寿王五十六年…四六八) 春二月、王          以靺鞨兵一万攻取新羅悉直州城、</p>	<p>百濟本紀</p> <p>(辰斯王三年…三八七) 秋九月、与靺鞨          戰閔彌嶺不捷          (辰斯王七年…三九二) 夏四月、靺鞨攻          陷北鄙赤峴城、</p> <p>(東城王四年…四八二) 秋九月、靺鞨襲          破漢山城、虜三百餘戸以歸、</p>
---	--	--

<p>(真興王九年…五四八) 春二月、高句麗 与穢人攻百濟独山城、百濟請救、王遣 將軍朱玲、領勁卒三千擊之、殺獲甚衆、</p>	<p>逆戰、乃退、 (陽原王四年…五四八) 春正月、以濊兵 六千攻百濟独山城、新羅將軍朱珍來援、 故不克而退、</p>	<p>漢城、進屯於横岳下、王出師、戰退之、 (聖王二十六年…五四八) 春正月、高句 麗王平成与濊謀攻漢北独山城、王遣使 請救於新羅、羅王命將軍朱珍、領甲卒 三千發之、朱珍日夜兼程、至独山城下、 与麗兵一戰、大破之、</p>
	<p>(文咨明王十六年…五〇七) 冬十月、遣 使入魏朝貢、王遣將高老与靺鞨謀、欲 攻百濟漢城、進屯於横岳下、百濟出師</p>	<p>於高木城南、又築長嶺城、以備靺鞨、 冬十月、高句麗將高老、与靺鞨謀欲攻 破高木城、殺虜六百餘人、 (武寧王六年…五〇六) 秋七月、靺鞨來侵、 馬首柵、進攻高木城、王遣兵五千、擊 退之、 (武寧王三年…五〇三) 秋九月、靺鞨燒</p>

「濊」の代わりに『三国史記』に散見するのが「靺鞨」である。中国文献では、『北齊書』武成帝紀／河清二年(五六三)「是歲、室韋・庫莫奚・靺鞨・契丹並遣使朝貢」が最も早く年代付けられる。津田左右吉<sup>69)</sup>がつとに指摘するように、『三国史記』においてそれ以前に年代づけられる「靺鞨」は、「濊」を書き改めたものであり、五四八年の「濊」はそうした改変を失念

されたものとなる。ここに見える「独山城」は『三国史記』地理志四／三国有名未詳地分の百濟地名に属し、従ってこれらは百濟系資料に由来する。<sup>(70)</sup>「濊」を「靺鞨」に書き改めたのは、新羅が『三国史記』ないしはその原資料を編纂した段階だったということになる。

新羅本紀では祇摩尼師今十四年（一二五）～奈解尼師今八年（二〇三）に六件<sup>(71)</sup>、高句麗本紀では東明王元年（前三七）に一件<sup>(72)</sup>、百濟本紀には温祚王二年（前一七）～古尔王二十五年（二五八）に実に二二件見えるが、史実性が主張できるのは上表に示した期間のものであり、五〇七年までが、「濊」を書き換えたものであろう。これに対し、新羅本紀の善徳王十二年（六四三）、高句麗本紀の嬰陽王九年（五九八）、百濟本紀の義慈王十五年（六五五）以降の「靺鞨」は、中国文献の「靺鞨」と同じものとみなして差し支えない。<sup>(74)</sup>

五四八年の高句麗の百濟侵攻に「濊人」が動員されたという記述を最後に、韓半島内部における「濊」の存在は見えなくなってしまうわけだが、これに関連して注目されるのが、『三国史記』の次の記述である。

三月、王以何瑟羅地連靺鞨、人不能安、罷京為州、置都督以鎮之、又以悉直為北鎮、（新羅本紀／武烈王五年…六五八）

善徳王時、為小京、置仕臣、太宗王五年、唐顕慶三年（六五八）、以何瑟羅地連靺鞨、罷京為州、置軍主、以鎮之、（地理志二／溟州）

溟州の北端、鶴浦軍は今日の通川郡歙谷面松陽里に比定され、<sup>(75)</sup>江原道の日本海岸北端に当たる。従って、ここに見える「靺鞨」は、かつての沃沮の後裔で、咸鏡南道以北に居住する白山部靺鞨となる。<sup>(76)</sup>

近年の考古学的知見をも勘案すれば、<sup>(77)</sup>江陵など江原道南部への新羅の文化的影響はつとに四世紀後半に認められるが、六世紀半ばには、「濊人」はなお高句麗の指揮下に百濟・新羅と交戦しえたのであり、江原道全域が新羅の支配下に入るのは、

それ以降のことである。比較的新しく征服した濊人の帰順を得るためには、かつての濊人との敵対の記憶を希薄化する必要があった。これが、新羅が「濊」を「靺鞨」に書き換えた原因であったと思われる。

#### 第四章 渤海・契丹

##### 1 渤海東京と濊貊

『新唐書』北狄伝／渤海には、渤海の領域編成が見える。<sup>(78)</sup>

以肅慎故地為上京、曰龍泉府、領龍・湖・渤海三州、

其南為中京、曰顯德府、領盧・顯・鉄・湯・榮・興六州、

濊貊故地為東京、曰龍原府、亦曰柵城府、領慶・塩・穆・賀四州、

沃沮故地為南京、曰南海府、領沃・晴・椒三州、

高麗故地為西京、曰鴨渌府、領神・桓・豊・正四州、曰長嶺府、領瑕・河二州、

扶餘故地為扶餘府、常屯勁兵扞契丹、領扶・仙二州、

鄭頡府領鄭・高二州、

(挹)「虞」婁故地為定理府、領定・潘二州、

安辺府領安・瓊二州、

率賓故地為率賓府、領華・益・建三州、

拂涅故地為東平府、領伊・蒙・沱・黑・比五州、

鉄利故地為鉄利府、領広・汾・蒲・海・義・婦六州、

越喜故地為懷遠府、領達・越・懷・紀・富・美・福・邪・芝九州、

安遠府領寧・郿・慕・常四州、

又郢・銅・涑三州為独奏州、

和田清は『旧唐書』に見えず、『新唐書』に見える記述を、張建章の『渤海国記』に拠るものとしている。張建章の出使年代については、『宋史』王貽孫伝に「大和中、有幽州從事張建章著渤海国記、備言其事」とあり、唐太和年間（八二七―八三五）であったことが知られていたが、一九五六年に北京德勝門外より、張建章墓誌が出土し、その一節に、

癸丑秋、方舟而東、海濤万里、明年秋杪、達忽汗州、州即挹婁故地、彝震重礼留之、歲換而返、□王大会以豊貨宝器・名馬・文革以饒之、九年仲秋月復命、凡所箋・啓・賦・詩、盈溢緇帙、又著渤海記、備尽島夷風俗・宮殿・官品、当代伝之、

とあり、出使が「癸丑」すなわち太和七年（八三三）より九年（八三五）に及ぶことが判明した。<sup>(80)</sup>

『新唐書』北狄伝の記述において、五京はいずれも先住民の故地とされ、その他についても扶餘・挹婁のほか、『新唐書』北狄伝／黒水靺鞨

拂涅、亦称大拂涅、開元・天宝間八来、猷鯨睛・貂鼠・白兔皮、鉄利、開元中六来、越喜、七来、貞元中一來、虞婁、貞觀間再来、貞元一來、後渤海盛、靺鞨皆役属之、不復与王会矣、

の拂涅・鉄利・越喜が見える。『三国志』烏丸鮮卑東夷伝は、挹婁を「古肅慎氏之国也」とするが、ここでは、肅慎・挹婁が重出する。それ以外にも、この記述にはいくつか不可解な点があり、池内宏は『新唐書』の編者による妄説とする。肅慎・挹婁の重出につき、金毓黻は「挹婁」を「虞婁」の誤とする。虞婁を加えれば、黒水靺鞨四部が揃うことになり、この判断は妥当であろう。張建章墓誌が忽汗城、すなわち上京龍泉府を「挹婁故地」を記すことも、これを傍証する。本稿の主題に関連して検討すべきは、東京龍原府（吉林琿春八連城）・南京南海府（咸鏡南道北青）をそれぞれ濊貊・沃沮の故地とすることである。これらの地は、『三国志』烏丸鮮卑東夷伝

田丘儉討句麗、句麗王宮奔沃沮、遂進師擊之、沃沮邑落皆破之、斬獲首虜三千餘級、宮奔北沃沮、北沃沮一名置溝婁、去南沃沮八百餘里、其俗南北皆同、与挹婁接、

によれば、それぞれ北沃沮・南沃沮に当たり、「沃沮故地」は双方に妥当しうるが、『遼史』地理志二に、

海州、南海軍、節度、本沃沮国地、高麗為沙卑城、唐李世勣嘗攻焉、渤海号南京南海府、疊石為城、幅員九里、都督沃・晴・椒三州。故縣六、沃沮・鶯巖・龍山・濱海・昇平・靈泉、皆廢、

とあるように、南京南海府の治所が沃沮縣に置かれたという事実を想起するならば、「沃沮故地」はやはり南京南海府でしかありえない。

一方、北沃沮の地が「濊貊故地」であるのは、ここがかつて夫餘の支配下にあつて東夫餘と称され、夫餘が「濊貊故地」にあつたと伝えられたためだが、一方で「扶餘故地」がある以上、附会の感を免れない。問題は、渤海がなぜそのような附会を敢えてなしたのかということであろう。

一体、ここの「故地」に冠せられる民族は、『三国志』烏丸鮮卑東夷伝に見える東北諸民族に黒水靺鞨諸部をあわせたものである。これらを漏れなく揃えることは、東北アジア諸民族の統合者としての渤海の意義を顕示するものであつた。『新

唐書』地理志に引く賈耽の説には、「千五百里至渤海王城、城臨忽汗海、其西南三十里有古肅慎城」とある。渤海が王都である上京龍泉府を「挹婁故地」ではなく「肅慎故地」と称し、その近傍の「古肅慎城」の存在を喧伝したのも、肅慎が東北諸民族の中で最古の伝統をもち、象徴的な意味をもつ存在だったからに他ならず、ここにも東北系諸民族の統合者としての渤海の自己認識を見出すことができる。肅慎に次ぐ濊貊が不可欠の要素であったことはいうまでもない。北沃沮の地が「濊貊故地」とされたのは、こうした理念的要請に基づくものに過ぎなかったものと思われる。

新羅の支配下に置かれた東濊がその民族的実体を喪失したことは上述の如くだが、高句麗の支配下でもおそらくは同様の事態が進行し、渤海の時代にはすでに「濊貊故地」を仮構しうるような実体をもたない存在と化していたことが了解されよう。

## 2 契丹・高麗初年の濊貊<sup>(83)</sup>

『三国遺事』塔像第四／皇龍寺九層塔<sup>(84)</sup>には、「新羅第二十七善徳王即位五年、貞観十年（六三六）丙申、慈蔵法師西学」の書き出しで、皇龍寺九層塔建立の由来が見える。その一節に、

神人礼拜、又問、汝国有何留難、蔵曰、我国北連靺鞨、南接倭人、麗濟二国、迭犯封陲、鄰寇縦横、是為民梗、神人云、今汝国以女為王、有徳而無威、故鄰国謀之、宜速帰本国、蔵問、帰郷將何為利益乎、神曰、皇龍寺護法龍、是吾長子、受梵王之命、來護是寺、帰本国成九層塔於寺中、鄰国降伏、九韓來貢、王祚永安矣、…

とある。靺鞨・倭（日本）・麗（高句麗）・濟（百濟）と、七世紀中葉に実在した諸国が列記されており、建立当時の歴史的状況に配慮した記述であるといえる。

一方、同所に引く安弘撰『東都成立記』には、

又海東名賢安弘撰東都成立記云、新羅第二十七代、女王為主、雖有道無威、九韓侵勞苦、龍宮南皇龍寺建九層塔、則鄰國之災可鎮、第一層日本、第二層中華、第三層吳越、第四層托羅、第五層鷹遊、第六層靺鞨、第七層丹國、第八層女狄、第九層獫狁、

と、皇龍寺九層塔に対応すべき九国が列挙されており、同じ内容が、『三国遺事』紀異第一／馬韓<sup>(85)</sup>、海東安弘記云、九韓者、一日本、二中華、三吳越、四毛羅、五鷹遊、六靺鞨、七丹國、八女真、九穢貊、にも見える。

本稿の主題に即して検討すべきは、この「穢貊」（穢貊）についてであるが、まず問題となるのは、この記述の成立年代である。『東都成立記』は七世紀中葉の新羅を舞台とするが、当時の新羅に対する敵対国として最も重要であったはずの高麗・百濟が見えず、逆に後述の如く、一〇世紀の状況を記述した中国文献によく初見する「女真」が見える。すでに指摘されているように、一〇世紀前半の高麗初年の状況を反映したものとと思われる。

九国のうち、この記述に固有の呼称が、第七層「丹国」である。契丹の略称とする説、契丹語 *dan qin* の漢訳として渤海を指すとする説があるが、これらは支持できない。契丹は「契丹」、渤海は「渤海」もしくは「靺鞨」と記すことが朝鮮史料・中国史料を通じてより一般的であり、わざわざ「丹国」という特異な呼称を用いた理由が説明されえないからである。これは愛新覚羅烏拉熙春<sup>(87)</sup>がすでに考証するようにいわゆる東丹国を指すものと思われる。東丹国は、天顯元年（九二六）に渤海の旧都忽汗城（上京龍泉府）を首都として建国される<sup>(88)</sup>。天顯三年（九二八）に東平（遼陽）に遷都するまで、韓半島に相当の存在感を示したことは想像に難くない。この間、契丹本国は、その背後の存在として意識の外に置かれたものである。実際のところ、池内宏<sup>(90)</sup>がつとに指摘するが、『高麗史』太祖世家／二十五年（九四二）<sup>(91)</sup>に窺われるように、東丹国遷都後の契丹本国も、太祖時代の高麗にとってはさほどの脅威とみなされていなかったことはそのことを傍証する。

第七層「丹国」が東丹国であり、それが忽汗城にあった九二六〜九二八年頃の状況を反映するものと考えたが、この推測は、第二層「中華」、第三層「呉越」の表現にも適合的である。「呉越」を排除した「中華」とは中原を占拠した五代王朝を指すものにほかならない。より具体的にいえば、後唐莊宗が弑殺され、明宗が立ったのが九二六年である。「呉越」は、後梁開平元年（九〇七）に錢鏐が呉越王に封ぜられて建国し、北宋太平興国三年（九七八）まで継続した。「呉越」が特筆されるのは、天台山を擁し、韓半島との海上関係がとりわけ密接だったからであろう。ついで、第四層「托羅」は今日の済州島である。<sup>(92)</sup> 第五層「鷹遊」は、今日では江蘇海州に属する連島であり、このあたりは新羅人の集住地区の一つであった。<sup>(93)</sup> 九二六年は高麗太祖九年に当たるが、韓半島南部にはなお新羅・後百済が残存し、高麗の統一は九三六年のことである。直接的な証拠は残されていないが、半島の分裂に際し、山東以南の新羅人が自立し、その拠点の一つが鷹遊島だったのである。とまれ、第三層呉越〜第五層鷹遊は、韓半島から中国東南岸に至る海域に位置している。

第六層「靺鞨」については、この時期の『遼史』の記述が参考になる。すなわち、『遼史』本紀には、太祖紀／天顯元年（九二六）の東丹国建国の部分の直後「丁未、高麗・濊貊・鉄驪・靺鞨来貢」および太宗紀／会同元年（九三八）「八月戊子、女直来貢、庚子、吐谷渾・烏孫・靺鞨皆来貢」に見える。これらの「靺鞨」は、旧渤海治下にあった靺鞨人の一勢力が自立したものであろう。第六層「靺鞨」をこれに比定することも不可能ではない。しかしながら、今一つ、後渤海<sup>(94)</sup>を指す可能性にも留意せねばならない。『三国史記』新羅本紀／聖德王三十二年（七三三）に渤海を「渤海靺鞨」あるいは単に「靺鞨」と称し、<sup>(95)</sup>『三国遺事』紀異第一が「靺鞨渤海」の項目を立てるように、韓半島では渤海は「靺鞨」と認知されていた。第六層「靺鞨」が、第七層「丹国」より上位に置かれていることを考慮するならば、この「靺鞨」は後渤海である可能性がより大きいと思われる。

第八層「女真」は、『遼史』太祖紀「明年（唐天復三年…九〇三）春、伐女直、下之、獲其戸三百」が初見である。

一方、第九層「濊貊」は、上掲の『遼史』太祖紀／天顯元年に見え、そのほか、『遼史』百官志二／北面属国官に「濊貊国王府」と見える「濊貊」に比定してよいと思われる。この「濊貊」は、韓半島にその存在を知られるという点からいって、おそらくは渤海治下で「濊貊故地」とされた東京龍原府あたりの勢力が自立したものであろう。『遼史』地理志二／東京道

開州、鎮国軍、節度、本濊貊地、高麗為慶州、渤海為東京龍原府、有宮殿、都督慶・塩・穆・賀四州事、故縣六、曰龍原・永安・烏山・壁谷・熊山・白楊、皆廢、疊石為城、周圍二十里、…太祖平渤海、徙其民于大部落、城遂廢、聖宗伐高麗還、周覽城基、復加完葺、開泰三年（一〇一四）、遷双・韓二州千餘戶實之、号開封府開遠軍、節度、更名鎮国軍、隸東京留守、兵事属東京統軍司、統州三・縣一、

によれば、渤海征服の際に、太祖は東京龍原府の民を徙し、統和二十九年<sup>(96)</sup>（一〇一一）、聖宗が高麗遠征の帰途、再建するまで府城は廃棄されていた。契丹はこの地域の統治を放棄して、現地勢力の自立に委ね、これを羈靡したものであろう。問題となるのは、上述の如く、「濊貊」は、『三国史記』高句麗本紀に『後漢書』の引用が見え、金仁問伝に鞬鞞を指す事例があるだけなのであり、むしろ朝鮮史料では「濊」「貊」は別物と認識されていたことである。『東都成立記』の「濊貊」は韓半島ではむしろ稀見の語彙となっていたというべきであろう。ここで注目されるのは、『遼史』太祖紀／天顯元年に、「濊貊」と並んで「高麗」が見えることである。『遼史』高麗伝にも、

自太祖皇帝神冊（九一六〜九二二）間、高麗遣使進宝劍、天贊三年（九二四）、來貢、太宗天顯二年（九二七）、來貢、とあり、『高麗史』には見えないので、王建の高麗王朝の遣使ではないかもしれないが、この時期に韓半島の勢力が契丹と通交したことは確かであろうし、それを通じて「濊貊」の存在が高麗に知られ、『東都成立記』に採録された可能性は主張しえよう。

## 結語

本稿で論じたところを簡単に整理しておくところになるろう。

まず、前二世紀後期、おそらくは夫餘の首長であった歳君南閭が漢に内属し、「濊王」に冊封された。夫餘はすでにの高句麗・東濊・東沃沮をその勢力圏に収め、それらの支配層が夫餘の言語習俗を導入することで、「濊貊民族」を形成していた。「濊貊」とは固有名「濊」に東北異族の汎称である「貊」を附した一種の蔑称であり、朝鮮を征服し、高句麗・東濊・東沃沮を郡縣制支配下に収めた漢は、夫餘の影響力排除に転じ、夫餘を「濊貊」から区別するようになった。後一世紀初頭には、高句麗が「濊貊」と称されているが、二世紀初頭、高句麗が内属したのちは、高句麗に対する「濊貊」の称谓が定着した。これは、高句麗が東濊・東沃沮を支配下に収め、「濊貊民族」を代表する存在に成長したことを追認したものである。三世紀中葉、東濊・東沃沮への羈靡支配を再建した魏は、東濊をもつばら「濊貊」と称するようになった。これは高句麗の「濊貊」の称谓が、高句麗の「濊貊民族」への覇権を含蓄することを嫌ったためである。

東濊は現地では単に「濊」と称されるようになった。中国文化の浸透が進んだ結果、郡吏・濊人の双方が、異族への蔑称でもあった「貊」を嫌ったからである。四世紀初頭に高句麗が楽浪郡を併合すると、東濊はまずは高句麗の支配下に入り、やがて北上した新羅によって、七世紀までには完全に吸収される。韓半島における「濊」はそれに先立ち、六世紀中葉を最後に見えなくなる。

七世紀末に建国した渤海は、その領土を先住民族の故地に見立てることで、東北諸民族の統合者を自任した。東京龍原府を「獫狁」の故地としたが、これは渤海の統治理念に沿って仮構されたものに他ならない。ついで一〇世紀初頭に渤海が滅

びると、おそらくは東京龍原府附近にあった勢力が自立し、「濊貊」を称した。しかし、それはほとんど一過的な事態であり、これを最後に「濊貊」はもはや見えなくなる。

「濊貊」という称谓は、当初、中国人が「濊貊民族」に対して用い、ついで東濊が「貊」を拒否し、最後に渤海が「濊貊故地」を仮構した。①当初、中国人が使用したものを、②中国文化を受容した周辺民族が改変ないし理念化し、③ついで全く使われなくなった、という推移である。かつて内藤湖南<sup>97</sup>は、「支那文化」の「外部」との関係によって「東洋史」―「支那史」―「中国史」ではなかったことを強調したい―を上古・中世・近世に三分した。「濊貊」の推移より抽出された①②③の区分はこれに正しく対応するが、ここに見出された三、四世紀および一〇世紀の画期性が、韓半島や日本列島をも含めた東北アジアの様々な事象に妥当することは、あらためて強調されてよからう。

ただ、東北アジアの史的的理解において、北アジアの遊牧国家との関係をも考慮する必要があることはいうまでもない。きわめて断片的な材料ではあるが、「濊貊」や「貊」といった称谓が、五世紀の鮮卑や降つて八世紀の突厥の間に用いられていたという事実は、中国との関係とは相対的に独立した、東北アジア・北アジア関係の存在を象徴する。文字資料の乏しさが、東北アジア・北アジアの関係を実際以上に不明瞭にしていることは確かであろう。

東北アジア史研究における「知」の分断を克服するには、きわめて困難なことだが、地域的には中国・北アジア・東北アジアを包括し、少なくとも一〇世紀以前を通時的に見渡しようような問題を設定することがまずは不可欠であろう。

注

- (1) 吉本二〇〇八a。
- (2) 三上次男一九六六aがそれ以前の研究史を整理している。日本の研究としては、那珂通世一八九三・白鳥庫吉一九一二・一九三三・一九三四・一九三五・今西龍一九一六・和田清一九四四・池内宏一九四七・三品彰英一九五三aを、中国の研究としては、凌純声一九三四・蒙文通一九五八・芮逸夫一九五五・文崇一一九六〇を挙げている。その後、日本で公刊された研究としては、白鳥庫吉一九七〇・金在鵬一九七四・日野開三郎一九八八a・田村晃一九八八・王建信一九九九があり、韓国の專論としては、尹武炳一九六六・金貞培一九六八があり、李丙燾一九七九・一九八〇にも関連する記述がある。中国の專論としては、曲石一九八六・楊軍一九九六・董万崙一九九八・一九九九・耿鉄華・趙福香一九九八・王綿江二〇〇二がある。
- (3) 『呂氏春秋』およびその注釈については、陳奇猷二〇〇二参照。
- (4) 『山海經』については、吉本二〇〇七参照。
- (5) 吉本二〇〇八b。
- (6) 三上次男一九六六a。
- (7) 吉本二〇〇六。
- (8) 『史記』朝鮮列伝「自始全燕時嘗略属真番・朝鮮、為置吏、築鄣塞、…燕王盧綰反、入匈奴、滿亡命、聚党千餘人、魑結蛮夷服而東走出塞、渡涓水、居秦故空地上下鄣、稍役属真番・朝鮮蛮夷及故燕・齊亡命者王之、都王險、会孝惠・高后時天下初定、遼東太守即約滿為外臣、保塞外蛮夷、無使盜辺、諸蛮夷君長欲入見天子、勿得禁止、以聞、
- 上許之、以故滿得兵威財物侵降其旁小邑、真番・臨屯皆來服属、方数千里。』『漢書』西南夷兩粵朝鮮伝もほぼ同じ。
- (9) 『孟子』尽心上・『書』禹貢・『国語』齊語・『管子』小匡・『晏子春秋』内篇雜上／第一・外篇第七／二十二。
- (10) 『北海之濱』・『孟子』離婁上・方章下・尽心上、「東海之濱」・『孟子』離婁上・尽心上・『莊子』外篇／天地・『国語』吳語。
- (11) 『嶽濱』・『国語』齊語・『泗濱』・『書』禹貢・『渭濱』・『韓非子』喻老・『国語』晋語四・『河濱』・『呂氏春秋』慎人・『韓非子』難一・『管子』版法解、「渭陽之濱」・『戰国策』秦策三。
- (12) 三上次男一九六六a。
- (13) 王建信一九九九。
- (14) 『史記集解』に引く魏の如淳の説に「東夷也」という。『漢書』嚴朱吾丘主父徐嚴終王賈伝は「今徇南夷、朝夜郎、降羌隗、略巖州、建城邑、深入匈奴、燔其龍城、議者美之」に作る。
- (15) 『史記会注考證』平津侯主父列伝「漢書武紀、元光五年、發巴蜀治南夷道、元朔二年罷、元朔元年、東夷歲君南閩等口二十八万人降、為蒼海郡、三年罷、蓋安上書時、方有此事也、漢書削欲字、非是」。
- (16) 『漢書』武帝紀「(元朔)三年春、罷蒼海郡」。
- (17) 劉子敏・房国鳳一九九九。
- (18) 栗原朋信一九六〇、二二〇～二二八頁。
- (19) 『漢書』王莽伝「始建國元年(後九)：…天無二日、土無二王、百王不易之道也、漢氏諸侯或称王、至于四夷亦如之、違於古典、繆於一統、其定諸侯王之号皆称公、及四夷僭号称王者皆更為侯、…五威将乘乾文車、駕坤六馬、背負鷲鳥之毛、服飾甚偉、每一将各置左右前後中帥、凡五帥、衣冠軍服駕馬、各如其方面色数、将持節、称太一之使、帥

- 持幢、称五帝之使、莽策命曰、普天之下、迄于四表、靡所不至、其東出者、至玄菟・楽浪・高句驪・夫餘、南出者、險徼外、歷益州、貶句町王為侯、西出者、至西域、尽改其王為侯、北出者、至匈奴庭、授单于印、改漢印文、去璽曰章、单于欲求故印、陳饒椎破之、語在匈奴伝、单于大怒、而句町・西域後卒以此皆畔、饒還、拜為大將軍、封威德子」。
- (20) 白杵勲二〇〇四、一一四―一一五頁。夫餘に関する考古学的専論としては、田村晃一一九八七がある。
- (21) 丁若鏞『大韓疆域考』卷四／濊貊別考「鏞案、金富軾之史、解夫婁之子曰金蛙、孫曰帶素、其跡著於北方、此云南閩者、或其次子徒行、或其副酋之襲位者也」が、つとに蔵君南閩と夫餘の關係を論じている。
- (22) 『史記』朝鮮列伝「会孝惠・高后時天下初定、遼東太守即約滿為外臣、保塞外蛮夷、無使盜辺、諸蛮夷君長欲入見天子、勿得禁止、以聞、上許之、以故滿得兵威財物侵降其旁小邑、真番・臨屯皆來服属、方数千里」。『漢書』西南夷兩粵朝鮮伝もほぼ同じ。臨屯はのちの東濊の居住域に比定される。
- (23) 『三國志』烏丸鮮卑東夷伝「漢初燕亡人衛滿王朝鮮、時沃沮皆属焉」。
- (24) 『晋書』東夷伝「至太康六年（二八五）、為慕容廆所襲破、其王依慮自殺、子弟走保沃沮」とあり、池内宏一九三〇はこの「沃沮」を北沃沮とし、日野開三郎一九四六は、夫餘の勢力が及んだ時期を、高句麗勃興以前の前漢あるいは後漢初とする。
- (25) 『三國志』烏丸鮮卑東夷伝「自漢已來、臣属夫餘」。『後漢書』東夷伝は「自漢興已後、臣属夫餘」に作る。
- (26) 孫進己他編一九八九、第一卷、三一―三三二頁。
- (27) 吉本二〇〇八aに考証したように、この「貉」は遼寧省西部にあった十二台管子文化の住民を指すものと思われる。
- (28) 劉子敏・金榮國一九九五は、「漢水」を『漢書』地理志／遼東郡番汗縣の応劭注「汗水出塞外、西南入海」に見える汗水すなわち今日の清川江に比定し、「貉国」をこの方面の異族とする。
- (29) 那珂通世一八九三は、「北貉」を夫餘を指すものとする。
- (30) 『漢書』匈奴伝は「諸左王將居東方、直上谷以東、接穢貉・朝鮮、漢使楊信使於匈奴、是時漢東拔濊貉・朝鮮以為郡」に作る。なお『漢書』睦両夏侯京翼李伝の宣帝の詔に「東定穢貉・朝鮮」と見え、「東拔濊貉・朝鮮」とほぼ同じ表現を採る。
- (31) 『漢書』地理志は「上谷至遼東、地広民希、数被胡寇、俗与趙・代相類、有魚塩棗栗之饒、北隙烏丸・夫餘、東賈真番之利」に作る。
- (32) 林滢一九九九。
- (33) 『漢書』食貨志に「彭吳穿穢貉・朝鮮、置滄海郡、則燕齊之間靡然發動」と見える。その藍本である『史記』平準書は「彭吳賈滅朝鮮、置滄海之郡、則燕齊之間靡然發動」に作るが、『史記会注考證』が指摘するように、「賈滅」の二字は「穿穢貉」に相当する文字を誤ったものである。また『塩鉄論』地広「左將伐朝鮮、開臨屯、燕・齊困於穢貉」も平準書を参照したものである。
- (34) 白鳥庫吉一九三四。
- (35) 夫餘は上述の如く、西团山文化の最終段階たる泡子沿類型に比定される。高句麗については、その積石塚は前三世紀の鴨緑江中流域における「方形台上に石を積んで封丘とする墓」に由来するものと考えられる（田村晃一一九八二、二八九頁。また高句麗考古学については、東潮・田中俊明一九九五を参照）。東沃沮は團結文化に比定される（白杵勲二〇〇四、一二二―一二四頁）。東濊については、韓半島の「高

- 句麗と楽浪・帯方を除いた地域」に適用される「原三国時代」の考古学的文化に包括されている(早乙女雅博二〇〇〇、七九頁)。
- (36) 三上次男一九六六bは、二世紀後半以降、東濊の支配層が、高句麗の言語・法俗を導入したと推定している。
- (37) 張震沢一九九三。
- (38) 池内宏一九四〇aは、『漢書』昭帝紀／始元五年「罷儋耳・真番郡」に臨屯郡が見えず、元鳳六年(前七五)「募郡国徒築遼東玄菟城」を玄菟郡移転と解した上で、臨屯郡廃止を玄菟郡移転と同時にするが、前條を根拠に『後漢書』の記述を否定することにはなお疑問の余地無しとしない。
- (39) 岡崎敬一九六八。
- (40) 三品彰英一九五三a。
- (41) 『漢書』地理志／西河郡に「宣武、莽曰貉」とあり、「貉」は北族の汎称として具体的には匈奴を指している。
- (42) 『論衡』自紀によれば王充は建武三年(後二七)に生まれ、「年漸七十」より、自紀の執筆は永元八年(後九六)頃となる。『後漢書』王充伝には、「永元中、病卒于家」とある。
- (43) 『論衡』吉驗「北夷婁離国王侍婢有娠、王欲殺之、婢对曰、有气大如雞子、従天而下、我故有娠、後産子、捐於猪溷中、猪以口气嘘之、不死、復徙置馬欄中、欲使馬借殺之、馬復以口气嘘之、不死、王疑以為天子、令其母收取、奴畜之、名東明、令牧牛馬、東明善射、王恐其国也、欲殺之、東明走、南至掩淪水、以弓擊水、魚鱉浮為橋、東明得渡、魚鱉解散、追兵不得渡、因都王夫餘、故北夷有夫餘国焉、東明之母初妊時、見气従天下、及生、棄之、猪馬以气吁之而生之、長大、王欲殺之、以弓擊水、魚鱉為橋、天命不当死、故有猪馬之救、命当都王夫餘、故有魚鱉為橋之助也」。
- (44) 『後漢書』東夷伝／高句麗「其置官、有相加・対盧・沛者・古鄒大加・主簿・優台・使者・帛衣先人」。
- (45) その他、遼東の「貊人」は、『後漢書』耿弇伝「賊散入遼西・遼東、或為烏桓・貊人所鈔擊、略尽」にも見える。
- (46) 池内宏一九四〇b。
- (47) 日野開三郎一九八八a。
- (48) 後漢時代の原資料の「濊貊」が高句麗を指すことを認識せぬまま、「高句麗」を用いる原資料をも参照したため、高句麗伝が「高句麗」「濊貊」を誤って並列したという見解は、尹武炳一九六六がすでに提示している。
- (49) 『後漢書』班固伝「固自永平中始受詔、潜精積思二十餘年、至建初中乃成」。
- (50) 『後漢書』朱雋伝「及董卓被誅、雋・汜作乱、雋時猶在中牟、陶謙以雋名臣、数有戰功、可委以大事、乃与諸豪桀共推雋為太師、因移檄牧伯、同討李傕等、奉迎天子、乃奏記於雋曰、徐州刺史陶謙・前楊州刺史周乾・琅邪相陰德・東海相劉楨・彭城相汲廉・北海相孔融・沛相袁忠・太山太守応劭・汝南太守徐瑋・前九江太守服虔・博士鄭玄等、敢言之行車騎將軍河南尹莫府、…」
- (51) 『三国志』公孫淵伝「明帝於是拜淵大司馬、封楽浪公、持節・領郡如故」・明帝紀「青龍元年」十二月、公孫淵斬送孫權所遣使張彌・許晏首、以淵為大司馬楽浪公」。
- (52) 『三国志』烏丸鮮卑東夷伝「其五年、為幽州刺史田丘儉所破」。池内宏一九二八参照。
- (53) 『礼記』王制「達其志通其欲」疏も同じ。

- (54) 顔師古『漢書叙例』に「蘇林字孝友、陳留外黃人、魏給事中領秘書監・散騎常侍・永安衛尉・太中大夫、黃初中遷博士、封安成亭侯、張晏字子博、中山人、如淳、馮翊人、魏陳郡丞」とあり、魏人蘇林・如淳の間に置かれている。
- (55) 『晋書』樂志上「至泰始五年、尚書奏、使太僕傅玄・中書監荀勗・黃門侍郎張華各造正旦行札及王公上寿酒・食筭樂歌詩」。『宋書』樂志にも見える。
- (56) 岡崎敬一九六八。
- (57) 『資治通鑑』晋紀十／建興元年「遼東張統挾樂浪・帶方二郡、与高句麗王乙弗利相攻、連年不解、樂浪王遵說統帥其民千餘家歸虜、虜為之置樂浪郡、以統為太守、遵參軍事」。『三國史記』高句麗本紀／美川王十四年「冬十月、侵樂浪郡、虜獲男女二千餘口」。
- (58) 日野開三郎一九四六。
- (59) 三品彰英一九五三b。
- (60) 湯佐精一郎一九三三。
- (61) 護雅夫一九九二。
- (62) 池内宏一九二八。これに対し、余昊奎二〇〇二・金東旭二〇〇五などは小水貊と梁貊を別個の集団とする。
- (63) 『日本書紀』に見える百済系資料については、三品彰英一九六二、上巻一一五〜一三七頁・木下礼仁一九九三・笠井倭人二〇〇〇を参照。
- (64) 井上秀雄一九七三、四三頁。なお、高寛敏一九九七、六五頁は、欽明天皇六年・七年条について、「高麗」を原資料の表記、「貊」を『百済本記』の改変とする。
- (65) これ以外には、継体天皇七年「冬十一月辛亥朔乙卯、於朝廷、引列百済姐弥文貴將軍、斯羅汶得至、安羅辛已突及賁巴委佐、伴跋既殿奚及竹汶至等、奉宣恩勅、以己汶帶沙賜百済国」が見えるのみである。
- (66) 『三國史記』高句麗本紀／大祖王六十六年「夏六月、王与穢貊襲漢玄菟、攻華麗城」。六十九年「春、漢幽州刺史馮煥・玄菟太守姚光・遼東太守蔡諷等、將兵來侵、擊殺穢貊渠帥、尽獲兵馬財物、十二月、王率馬韓・穢貊一万餘騎、進開玄菟城、扶餘王遣子尉仇台、領兵二万、与漢兵并力拒戰、我軍大敗」。七十年「王与馬韓・穢貊侵遼東、扶餘王遣兵救破之」。
- (67) 丁若鏞『大韓疆域史』卷四／濊貊考「鏞案、唐太宗之時、靺鞨諸部或助唐兵、或助句麗、此云濊貊者、靺鞨之謂也」。
- (68) 武田幸男一九八九、三六〜七七頁。
- (69) 津田左右吉一九一三、四六〜五二頁。
- (70) 高寛敏一九九六。
- (71) 祇摩尼師今十四年（二二五）「春正月、靺鞨大入北境、殺掠吏民、秋七月、又襲大嶺柵、過於泥河、王移書百濟請救、百濟遣五將軍助之、賊聞而退」。逸聖尼師今四年（一三七）「春二月、靺鞨入塞、燒長嶺五柵」。六年（一三九）「八月、靺鞨襲長嶺、虜掠民口、冬十月、又来、雪甚、乃退」。七年（一四〇）「春二月、立柵長嶺、以防靺鞨」。九年（一四二）「秋七月、召羣公議征靺鞨、伊奘雄宣上言不可、乃止」。奈解尼師今八年（二〇三）「冬十月、靺鞨犯境」。
- (72) 東明王元年（前三七）「其地連靺鞨部落、恐侵盜爲害、遂攘斥之、靺鞨畏服、不敢犯焉」。
- (73) 温祚王二年（前一七）「春正月、王謂群臣曰、靺鞨連我北境、……三年（前一六）「秋九月、靺鞨侵北境、……八年（前一）「春二月、靺鞨賊三千、來圍慰礼城、……十年（前九）「冬十月、靺鞨寇北境、……十一年（前八）「夏四月、樂浪使靺鞨襲破瓶山柵、殺掠二百餘人」。

- 十三年(前六)「夏五月、王謂臣下曰、國家東有樂浪、北有靺鞨、侵軼疆境、少有寧日、…十八年(前一)」「冬十月、靺鞨掩至、…二十二年(後四)」「九月、王帥騎兵一千、獵斧峴東、遇靺鞨賊、…四十年(後二二)」「秋九月、靺鞨來攻述川城、冬十一月、又襲斧峴城、…多婁王三年(後三〇)」「冬十月、東部屹于靺鞨戰於馬首山西、克之、殺獲甚衆、四年(後三二)」「秋八月、高木城昆優与靺鞨戰、…七年(後三四)」「秋九月、靺鞨攻陷馬首城、放火燒百姓廬屋、冬十月、又襲瓶山柵、…二十八年(後五五)」「秋八月、靺鞨侵北鄙、…二十九年(後五六)」「春二月、王命東部、築牛谷城、以備靺鞨、己婁王三十二年(二〇八)」「秋七月、靺鞨入牛谷、…四十九年(二二五)」「新羅爲靺鞨所侵掠、移書請兵、王遣五將軍救之、肖古王四十五年(二一〇)」「冬十月、靺鞨來攻沙道城不克、…四十九年(二二四)」「秋九月、命北部眞果領兵一千、襲取靺鞨石門城、冬十月、靺鞨以勁騎來侵、至于述川、…仇首王三年(二二六)」「秋八月、靺鞨來圍赤峴城、…七年(二二〇)」「冬十月、王城西門火、靺鞨寇北辺、遣兵拒之、…十六年(二二九)」「十一月、大疫、靺鞨入牛谷界、…古尔王二十五年(二五八)」「春、靺鞨長羅渴猷良馬十四、王優勞使者以還之。」
- (74) 「偽靺鞨」に関する專論としては、餘元載一九七九・文安植一九九八・董万崙二〇〇一・宣石悦二〇〇六などがある。
- (75) 井上秀雄一九八六、一九九頁。
- (76) 日野開三郎一九四七・一九四八。
- (77) 早乙女雅博一九九七・定森秀夫・白井克也一九九九・李昌鉉二〇〇八。
- (78) この部分については、鳥山喜一九六八、一〇二〜一二五頁参照。
- (79) 和田清一九五四。
- (80) 修柱臣一九八一。
- (81) 池内宏一九三〇。
- (82) 金毓黻一九三四。
- (83) 本節の考証は愛新覺羅烏拉熙春二〇〇八を参照している。
- (84) 村上四男一九九四、一八一〜一九四頁。
- (85) 三品彰英一九七五、三二七〜三三六頁。
- (86) 前問恭作一九二五・高橋亨一九五六。
- (87) 愛新覺羅烏拉熙春二〇〇三。
- (88) 『遼史』太祖紀/天顯元年(二月)丙午、改渤海国爲東丹、忽汗城爲天福、冊皇太子倍爲人皇王以主之、以皇弟迭剌爲左大相、渤海老相爲右大相、渤海司徒大素賢爲左次相、耶律羽之爲右次相、赦其国内殊死以下。
- (89) 『遼史』太宗紀上/天顯三年「時人皇王在皇都、詔遣耶律羽之遷東丹民以突東平、其民或亡入新羅・女直、因詔困乏不能遷者、許上国富民給贍而隸屬之、升東平郡爲南京。」
- (90) 池内宏一九一九。
- (91) 『高麗史』太祖世家/二十五年「冬十月、契丹遣使、來遺橐駝五十匹、王以契丹嘗与渤海連和、忽生疑貳、背盟殄滅、此甚無道、不足遠結爲隣、遂絶交聘、流其使三十人于海島、繫橐駝万夫橋下、皆餓死。」
- (92) 高橋亨一九五六。
- (93) 今西龍一九二七。在唐新羅人に対する近年の包括的研究には、田中俊明二〇〇三がある。
- (94) 後渤海については、日野開三郎一九四三参照。ただし、近年、沢本光弘二〇〇八などにおいて後渤海の実態につき疑義が呈されている。ここでは渤海の後継者を自任する一勢力と考えておく。韓半島との関係からいえば、『高麗史』太祖十七年(九三四)「渤海国世子大光顯」

がその最有力候補となる。ここで「渤海」の称谓が用いられないのは、いわゆる東丹国も、契丹語では *dan gur* すなわち「渤海国」の直訳であり、沢本が指摘するように、後唐と通交した「渤海」が東丹国だったためである。「三国遺事」が「丹国」「靺鞨」を用いるのは、これらがいずれも「渤海」を自称していたためでもある。

- (95) 『三国史記』新羅本紀／聖德王三十二年「秋七月、唐玄宗以渤海靺鞨、越海入寇登州、遣太僕員外卿金思蘭歸国、仍加授王爲開府儀同三司、寧海軍使、發兵擊靺鞨南鄙、会大雪丈餘、山路阻隘、士卒死者過半、無功而還」。

- (96) 『遼史』聖宗紀六(統和)二十九年春正月乙亥朔、班師。  
(97) 内藤湖南一九四四。

引用文献

【日文】

愛新覺羅烏拉熙春二〇〇三「遼金史札記」、『立命館言語文化研究』二五・一、一三五～一五二頁。  
——二〇〇八「契丹文 *dan gur* 本義考」、『立命館文学』六〇九。  
東潮・田中俊明一九九五『高句麗の歴史と遺跡』、中央公論社。  
池内宏一九一九「高麗太祖の経略」、池内宏一九三七、一～九〇頁。  
——一九二八「曹魏の東方経略」、池内宏一九五一、二五一～二九三頁。  
——一九三〇「夫餘考」、池内宏一九五一、四三九～四六八頁。  
——一九三七『滿鮮史研究』中世第二冊、吉川弘文館。  
——一九四〇a「前漢昭帝の四郡廢合と後漢書の記事」、池内宏一九五一、三～一八頁。

——一九四〇b「高句麗の嶺東経略」、池内宏一九五一、六二～六五頁。  
——一九四七「佟佳江流域の先住民と貊・濊貊・濊の称」、池内宏一九五一、一五一～一五九頁。  
——一九五一『滿鮮史研究』上世第一冊、吉川弘文館。  
井上秀雄一九七三『任那日本府と倭』、東出版。  
——一九八〇『三国史記』一、平凡社。  
——一九八三『三国史記』二、平凡社。  
——一九八六『三国史記』三、平凡社。  
今西龍一九一六「真番郡考」、『朝鮮古史の研究』、二三二～二六八頁、国書刊行会、一九七〇。  
——一九二七「慈覺大師入唐求法巡礼行記を讀みて」、『新羅史研究』、二九一～三六七頁、国書刊行会、一九七〇。  
白杵勲二〇〇四『鉄器時代の東北アジア』、同成社。  
王建信一九九九「貊人と濊人」、『東北アジアの青銅器文化』、一九九～二二八頁、同成社。  
岡崎敬一九六八「夫租叢君」銀印をめぐる諸問題」、『朝鮮学報』四六、四五～六〇頁。  
笠井倭人二〇〇〇『古代の日朝関係と日本書紀』、吉川弘文館。  
木下礼仁一九九三『日本書紀と古代朝鮮』、塙書房。  
金在鵬一九七四「穢貊考」、『朝鮮学報』七一、一～一九頁。  
金貞培(鄭早苗訳)一九六八「韓民族と濊貊」、『韓民族文化の起源』、一三～五八頁、学生社、一九七八。  
金東旭二〇〇五『三国志』東夷伝に見える小水貊」、『朝鮮学報』一九六、一〇三～一三二頁。  
栗原朋信一九六〇『秦漢史の研究』、吉川弘文館。

- 高寛敏一九九六『三国史記』の原典的研究」、雄山閣。
- 一九九七『古代朝鮮諸国と倭国』、雄山閣。
- 早乙女雅博一九九七『三国時代・江原道の古墳と土器―関野貞資料土器とその歴史の意義―』、『朝鮮文化研究』一〇、一―二四頁。
- 二〇〇〇『朝鮮半島の考古学』、同成社。
- 定森秀夫・白井克也一九九九『韓国江原道溟州下詩洞古墳群出土遺物―東京大学工学部建築史研究室所蔵資料の紹介―』、『朱雀』一一、七九―一〇二頁。
- 沢本光弘二〇〇八『契丹(遼)における渤海人と東丹国―遣使』の検討を通じて―』、『遼金西夏研究の現在』一、二二―五〇頁。
- 白鳥庫吉一九二二『漢の朝鮮四郡疆域考』、白鳥庫吉一九八六a、二八七―三三八頁。
- 一九三三『穢貊は果たして何民族と見做すべきか』、白鳥庫吉一九八六b、五三六―五三八頁。
- 一九三四『濊貊民族の由来を述べて、夫餘高句麗及び百済の起源に及ぶ』、白鳥庫吉一九八六a、五一五―五一八頁。
- 一九三五『塞外民族』、白鳥庫吉一九八六b、四八五―五三五頁。
- 一九七〇『支那本土周圍諸民族』、白鳥庫吉一九八六c、五四九―七三九頁。
- 一九八六a『朝鮮史研究』、岩波書店。
- 一九八六b『塞外民族史研究』上、岩波書店。
- 一九八六c『塞外民族史研究』下、岩波書店。
- 高橋亨一九五六『济州島名考』、『朝鮮学報』九、三三三―四二二頁。
- 武田幸男一九八九『高句麗史と東アジア―「広開土王碑」研究序説―』、岩波書店。
- 田中俊明二〇〇三『アジア海域の新羅人』、京都女子大学東洋史研究室編『東アジア海域圏の史的研究』、一―七四頁、京都女子大学。
- 田村晃一九八二『高句麗積石塚の構造と分類について』、『楽浪と高句麗の考古学』、同成社、二〇〇一。
- 一九八七『新夫餘考』、『青山考古』五。
- 一九八八『新穢・貊考』、斉藤忠先生頌寿記念論文集刊行会『考古学叢考』上、五六九―五八八頁。
- 津田左右吉一九一三『滿鮮歴史地理研究―朝鮮歴史地理―』、『津田左右吉全集』一一、岩波書店、一九六四。
- 鳥山喜一(船木勝馬編)一九六八『渤海史上の諸問題』、風間書房。
- 内藤湖南一九四四『支那上古史』、『内藤湖南全集』一〇、一―二三九頁、筑摩書房、一九六九。
- 那珂通世一九九三『貉人考』、『外交繹史』、八四―九八頁、岩波書店、一九五八。
- 日野開三郎一九四三『後渤海の建国』、日野開三郎一九九〇、一九―六四頁。
- 一九四六『夫餘国考―特にその中心地の位置について―』、日野開三郎一九八八b、一三―九七頁。
- 一九四七『靺鞨七部の住域について』、日野開三郎一九九一、一七―八一頁。
- 一九四八『靺鞨七部の前身とその属種』、日野開三郎一九九一、八三―一三六頁。
- 一九八八a『東濊考』、日野開三郎一九八八b、一八一―三二二頁。
- 一九八八b『日野開三郎東洋史学論集』一四、東北アジア民族史(上)、三二書房。
- 一九九〇『日野開三郎東洋史学論集』一六、東北アジア民族史(下)、

- 三二書房。  
 ——一九九二『日野開三郎東洋史學論集』一五、東北アジア民族史(中)、三二書房。  
 前間恭作一九二五「新羅王の世次と其の名につきて」、『東洋學報』二五・二、一九二〇～二一八頁。  
 三上次男一九六六a「穢人とその民族的性格」、三上次男一九六六c、三四九～三七七頁。  
 ——一九六六b「東北アジアにおける有文土器系社会と穢人」、三上次男一九六六c、三七九～四二五頁。  
 ——一九六六c「古代東北アジア史研究—東北アジア史研究第二—」、吉川弘文館。  
 三品彰英一九五三a「濊貊族小考—民族関係文献批判に因んで—」、『朝鮮學報』四、一～二八頁。  
 ——一九五三b「三国史記高句麗本紀の原典批判」、『大谷大学研究年報』六、一～六三頁。  
 ——一九六二『日本書紀朝鮮関係記事考證』、天山舎、二〇〇二。  
 ——一九七五『三国遺事考証』上、塙書房。  
 村上四男一九九四『三国遺事考証』下之一、塙書房。  
 護雅夫一九九二「いわゆるBokliについて—民族学と歴史学とのあいだ—」、『古代トルコ民族史研究』II、一三三～一五七頁、山川出版社。  
 湯佐精一郎一九三三「古突厥碑のBokli及びPar Purnに就いて」、『湯佐精一郎遺稿』、一九三六。  
 吉本道雅二〇〇六「肅慎考」、『満語研究』二〇〇六・二、九七～一〇二頁。  
 ——二〇〇七「山海経研究序説」、『京都大学文学部研究紀要』四六、二七～六八頁。  
 ——二〇〇八a「中国先秦時代の貊」、『京都大学文学部研究紀要』四七、一～三六頁。  
 ——二〇〇八b「東胡考」、『史林』九一・二、九五～一一五頁。  
 李成市一九九八「穢族の生業と民族」、『古代東アジアの民族と国家』、三九～六一頁、岩波書店。  
 李丙燾一九七九(金思燁訳)『韓国古代史』、六興出版。  
 ——一九八〇『韓国古代史研究—古代史上の諸問題』、学生社。  
 和田清一九四四「周代の蛮貊について」、『東洋學報』二九・三/四、三一五～三三〇頁。  
 ——一九五四「渤海国地理考」、『東亜史研究 満洲篇』五五～二七頁、東洋文庫、一九五五。  
**【韓文】**  
 李昌鉉二〇〇八「江陵地域の新羅化過程—古墳資料を中心として—」、『文化史学』二五、六七～八六頁。  
 文安植一九九八『三国史記』羅・濟本紀の靺鞨史料에 대하여—靺鞨勢力의 地域的 分布 및 種族 構成上의 차이와 변화를 중심으로—、『韓國古代史研究』一三、一四五～一八三頁。  
 宣石悅二〇〇六『三国史記』百濟・新羅本紀에 보이는靺鞨認識、『지역과 역사』一九、五～三四頁。  
 禹惠燦二〇〇四『고구려와 중앙아시아 교섭에 관한 연구』、『韓國中東學會論叢』二四・二、一三三～一五二頁。  
 余昊奎二〇〇二「高句麗 初期의 梁貊과 小水貊」、『韓國古代史研究』二五、九一～一三〇頁。  
 兪元載一九七九「三国史記 偽靺鞨考」、『史学研究』二九、一～四二頁。  
 尹武炳一九六六「濊貊考」、『白山學報』一、一三～二七頁。

【中文】

- 陳奇猷二〇〇二『呂氏春秋新校釈』、上海古籍出版社。
- 董万崑一九九八「古代東方穢与貊研究的反思」、『北方論叢』一九九八・三、三八～四三頁。
- 一九九九「古代東方穢与貊研究的再反思」、『北方文物』一九九九・四、六五～七三頁。
- 二〇〇一「朝鮮半島境内“靺鞨”人再研究」、『世界歷史』二〇〇一・四、七〇～七六頁。
- 耿鉄華・趙福香一九九八「穢貊、高句麗及其相關問題」、『通化師範學院學報』一九九八・二、三九～四五頁、一九九八・三、一八～二二頁。
- 金毓黻一九三四『渤海国志長編』、社会科学戰線雜誌社、一九八二。
- 林滢一九九九「説貊」、『史學集刊』一九九九・四、五三～六〇頁。
- 凌純声一九三四『松花江下游的赫哲族』、中央研究院歷史語言研究所。
- 劉子敏・房国鳳一九九九「蒼海郡研究」、『東疆學刊』一六・二、七三～七八頁。
- 劉子敏・金荣国一九九五『《山海經》貊国考』、『北方文物』一九九五・四、五二～五五頁。
- 蒙文通一九五八『周秦少数民族研究』、龍門聯合書局。
- 曲石一九八六「試論濊貊与華夏、東夷族的關係」、『北方文物』一九八六・三、六八～七一頁。
- 芮逸夫一九五五「韓國古代民族考略」、『中韓文化論集』(二)三九～五〇頁、中華文化出版事業委員會。
- 孫進己他編一九八九『東北歷史地理』、黑龍江人民出版社。
- 孫進己・孫海編一九九七『高句麗渤海研究集成』、哈爾濱出版社。
- 佟柱臣一九八一『渤海記』著者張建章《墓誌》考、孫進己・孫海編
- 一九九七、渤海卷三、五〇三～五〇八頁。
- 王綿厚二〇〇二「高夷、濊貊与高句麗——再論高句麗族源主体為先秦之“高夷”即遼東“二江”流域“貊”部說」、『社会科学戰線』二〇〇二・五、一六八～一七三頁。
- 文崇二一九六〇「濊貊民族文化及其史料」、『中央研究院民族學研究所集刊』五、一一五～一二四頁。
- 楊軍一九九六「穢与貊」、『煙台師範學院學報(哲學社会科学版)』一九九六・四、一六～一八・三四頁。
- 張震沢一九九三『揚雄集校注』、上海古籍出版社。

